

第2編

後期基本計画

序章 後期基本計画について

1 後期基本計画の基本施策体系

将来像	基本目標 【まちづくりに向けた朝日町の重要課題】	基本施策
みんなで創る あかるい未来 たがえ合い ひとみ輝く 朝日町	基本目標① 誰もが健やかで いきいきと暮らせるまちづくり 【子育て・福祉・保健・医療】 【課題：少子高齢社会への対応】	1 子育て支援の充実 2 高齢者福祉・介護保険の充実 3 障がい者施策の充実 4 健康づくりの推進 5 地域福祉の推進 6 社会保障の充実
	基本目標② 夢・希望に満ちた人づくりと 歴史・文化の香るまちづくり 【教育・文化】 【課題：次代を担う人づくり】	1 学校教育の充実 2 国際社会に向けた人材育成 3 青少年の健全育成 4 生涯学習の推進 5 スポーツの振興 6 歴史・文化の継承と活用
	基本目標③ 安全・安心で快適なまちづくり 【都市基盤・環境】 【課題：安全・安心で快適なまちづくり】	1 防災・消防の充実 2 防犯・交通安全の充実 3 都市基盤の整備・充実 4 計画的な土地利用と景観形成の推進 5 循環型社会の推進と環境保全
	基本目標④ 活力と賑わいのある 産業のまちづくり 【産業】 【課題：持続発展が可能な産業の振興】	1 農業の振興 2 商工業の振興と雇用対策 3 観光・交流資源の創出
	基本目標⑤ 町民と行政が一体となった協働の まちづくり 【コミュニティ・行財政】 【課題：協働のまちづくり、持続可能な行財政運営の確立】	1 協働のまちづくりの推進とコミュニティの育成 2 人権の尊重と男女共同参画の推進 3 情報化及び効率的な行政運営・民間委託の推進 4 健全な財政運営の推進と自主財源の確保

2 後期基本計画の主要施策体系

基本目標① 誰もが健やかでいきいきと暮らせるまちづくり

基本施策1 子育て支援の充実

【主要施策】

1. 保育サービスの充実
2. 地域ぐるみの子育て環境整備の推進
3. 母子保健対策の充実
4. 子どもの発達支援の推進
5. 様々な子育て環境に対する支援の充実
6. 児童虐待の未然防止の推進

基本施策4 健康づくりの推進

【主要施策】

1. ライフステージに応じた健康づくりの推進
2. 疾病予防や重症化対策の推進
3. 地域や関係機関と協働した健康づくりの推進
4. 健康危機に備えた対応の推進
5. こころの健康づくり対策の推進
6. 地域医療体制の充実

基本施策2 高齢者福祉・介護保険の充実

【主要施策】

1. 高齢者の生きがいづくり・高齢者を支える地域づくりの推進
2. 介護予防・介護保険サービスの充実
3. 在宅医療・介護連携の推進
4. 認知症対策の推進

基本施策5 地域福祉の推進

【主要施策】

1. 地域福祉の人材育成
2. 地域福祉の体制づくり
3. 福祉サービスの充実
4. 人にやさしい環境整備の推進

基本施策3 障がい者施策の充実

【主要施策】

1. 自立生活への支援
2. 雇用・就労への支援
3. 差別解消・虐待防止・社会参加の促進

基本施策6 社会保障の充実

【主要施策】

1. 公的保険制度の健全な運営
2. 国民年金制度の周知
3. 生活困窮者に対する支援

基本目標② 夢・希望に満ちた人づくりと歴史・文化の香るまちづくり

基本施策1 学校教育の充実

【主要施策】

1. 確かな学力の育成
2. 豊かな心の育成
3. 健やかな体の育成と食育・健康教育の充実
4. キャリア教育の充実
5. 特別支援教育の充実
6. いじめ・暴力・不登校のない学校づくり
7. 児童生徒の安全・安心の確保
8. 教職員の資質向上と働き方改革
9. 学校防災への取り組み
10. 地域とともにある学校づくり
11. 学校施設の充実

基本施策4 生涯学習の推進

【主要施策】

1. 生涯学習の推進
2. 図書館の充実
3. 博物館の充実

基本施策2 国際社会に向けた人材育成

【主要施策】

1. 国際社会に向けた人材育成

基本施策5 スポーツの振興

【主要施策】

1. 地域スポーツの振興と地域スポーツ団体の活動支援
2. 運動施設の維持管理

基本施策3 青少年の健全育成

【主要施策】

1. 青少年活動の促進
2. 青少年育成環境の充実

基本施策6 歴史・文化の継承と活用

【主要施策】

1. 文化財の保護と活用
2. 伝統芸能・郷土の芸術活動への支援

基本目標③ 安全・安心で快適なまちづくり

基本施策1 防災・消防の充実

【主要施策】

1. 災害に強いまちづくりの推進
2. 消防・救急体制の充実

基本施策2 防犯・交通安全の充実

【主要施策】

1. 防犯意識の高揚と防犯対策の推進
2. 交通安全思想の普及と交通安全対策の推進
3. 消費者の安全・安心の確保

基本施策3 都市基盤の整備・充実

【主要施策】

1. 道路・交通網の充実
2. 良好な住宅環境の推進
3. 公園・緑地の整備
4. 安全で良質な水の安定供給・下水道事業の安定化
5. 雨水排水対策の推進

基本施策4 計画的な土地利用と景観形成の推進

【主要施策】

1. 適正な土地利用の推進
2. 良好な景観形成の推進

基本施策5 循環型社会の推進と環境保全

【主要施策】

1. ごみの適正な収集・処理と減量化の推進
2. 環境保全意識の高揚
3. 地球温暖化防止の推進

基本目標④ 活力と賑わいのある産業のまちづくり

基本施策1 農業の振興

【主要施策】

1. 農業生産基盤の維持向上
2. 農業の担い手の育成・確保
3. 農業生産等の振興
4. 遊休農地の活用・解消

基本施策3 観光・交流資源の創出

【主要施策】

1. 観光・交流資源の発掘・活用
2. 観光・交流資源の情報発信
3. 広域連携による観光振興

基本施策2 商工業の振興と雇用対策

【主要施策】

1. 時代変化に即した活力ある商工業の振興
2. 地場産業の振興
3. 新規企業の立地促進
4. 雇用機会の確保と雇用の促進
5. 働きやすい環境づくりの促進

基本目標⑤ 町民と行政が一体となった協働のまちづくり

基本施策1 協働のまちづくりの推進とコミュニティの育成

【主要施策】

1. 町民参画の推進
2. 開かれた町政の推進
3. 地域の多様なコミュニティ活動の支援

基本施策3 情報化及び効率的な行政運営・民間委託の推進

【主要施策】

1. 行政の情報化への対応
2. 情報化に対応した人材の育成・情報セキュリティ対策の強化
3. 効率的な行政運営
4. 広域連携・広域行政の推進
5. 職員の能力向上

基本施策2 人権の尊重と男女共同参画の推進

【主要施策】

1. 人権擁護活動の推進
2. ダイバーシティ社会の推進
3. 男女共同参画社会の推進
4. 男女がともに活躍できる環境づくり

基本施策4 健全な財政運営の推進と自主財源の確保

【主要施策】

1. 健全な財政運営の推進
2. 自主財源の確保等
3. 公共施設等の適切な維持管理

3 後期基本計画基本施策の構成



↑施策の番号と名称を記載しています。

施策の目指す姿

・町民や町内外においてまちづくりにかかわりがある全ての主体と協働で目指す、施策の計画期間内の目標を記載しています。

現状と課題

・この施策に取り組むにあたって、第6次朝日町総合計画前期基本計画での取り組みを踏まえた評価・検証などをもとに、現在の状況や解決しなければならない課題を記載しています。

主要施策

・本町がこの施策で5年間に取り組むことを記載しています。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
○	主要施策の成果を表す代表的な指標を記載しています。			

※現時点で、令和6年度の現状値の把握が困難な指標について、把握可能な最新年度を用いた場合は「(○年度)」と記載しています。

※令和12年度実績の把握が困難な指標については、把握可能な最新年度の実績により評価することとし、評価に用いる対象年度について「(○年度)」と記載しています。

第1章

誰もが健やかで いきいきと暮らせる まちづくり

- 1-1 子育て支援の充実
- 1-2 高齢者福祉・介護保険の充実
- 1-3 障がい者施策の充実
- 1-4 健康づくりの推進
- 1-5 地域福祉の推進
- 1-6 社会保障の充実

1-1 子育て支援の充実

施策の目指す姿

- 「子育てするなら朝日町」と言われるように、様々な子育て家庭が安心して生活できる地域社会になっています。
- 保育の「質」と「量」の確保により、子育て世代が夢と希望、喜びをもって安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長することができる環境が整っています。
- 次代を担う全ての子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみの子育て環境が整備され、子どもを産み育てることへの不安を軽減するための支援体制が充実しています。

現状と課題

- 本町の人口は、令和7（2025）年をピークに徐々に人口が減少し、年少人口の割合も減少するという推計結果となっています。また、核家族化により、家庭や地域での子育て力が低下しており、家庭や地域における子育て支援の充実が課題となっています。
- 「朝日町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するために、子育て支援の環境や体制の充実、子育てと仕事の両立支援が進められています。
- 本町では、あさひ園を拠点とした保育サービス、子育て支援センターによる育児支援・相談など、保育及び育児の充実に努めています。まちづくりアンケート調査によると、子育て支援に対し満足度・重要度ともに高く、子育て支援の充実に望む意見をいただいています。多種多様な価値観がある中、地域ぐるみで子育て支援について考え、一緒に子どもたちの成長を見守ることができる環境づくりが必要です。
- 共働き家庭の増加など多様化する保育ニーズや働き方に対応できるよう、早朝保育、延長保育の受け入れや、支援が必要な園児に対し加配保育士の配置をするなど体制を整え、引き続き「待機児童ゼロ」を達成しています。しかしながら、育児休業中の在園児継続利用について柔軟な運用を求める声があることから、更なる子育て支援の充実について検討が必要です。なお、令和6（2024）年度に保育業務のICT化を図り、保護者の利便性向上や保育士業務の負担軽減を図りました。
- 令和6（2024）年6月の「子ども・子育て支援法」の改正により創設された「こども誰でも通園制度^{注15}」について、令和7（2025）年度にニーズ調査を実施し、令和8（2026）年度からの実施に向けて受け入れ体制の確保に向けた検討を進めておりますが、実施場所の確保が課題となっています。また、制度開始にあたり、多子育児の負担軽減・短時間利用・民間との連携など柔軟な運用の検討が必要です。
- 小学校入学を契機として、保護者が就労と育児の両立の困難に直面することがあるため、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）に対するニーズが高まっています。本町で

注15 こども誰でも通園制度：現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間まで利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付のこと。

は、保護者が安心して就労し、かつ児童の健全育成を促進するため、事業者へ運営補助を実施するとともに連携することにより、利用を希望する全ての児童が放課後児童クラブを利用できる体制を確保しています。

- 子どもたちが意見を表明する機会として、令和7（2025）年10月に「中学生ミライ会議」を実施し、「朝日町の誇れるところと課題のところ」並びに「朝日町の将来イメージとまちづくりに向けた役割」をテーマにワークショップを実施しました。今後も子どもたちが、自らの意見を表明する機会の提供が必要です。
- 子ども医療費助成について、15歳年度末までの窓口負担無償化を令和7（2025）年9月から実施しました。近隣市町では、対象年齢が拡大されていることから制度の拡充について検討が必要です。
- 特別な支援を必要とする子どもたちやその発達を心配・不安に感じられている保護者の相談件数が増加しています。みえ発達障がい支援システムアドバイザーの認定を有する者を配置し、専門的な支援ツールでの支援、アドバイスや巡回相談を行なっています。また、個別療育として、作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士による相談事業を実施し、保健・福祉・教育・医療などの関係機関と連携し、更なる途切れのない支援体制の充実が必要です。
- 児童虐待（妊産婦含む）やDV被害対策として、朝日町要保護児童及びDV対策地域協議会や子ども健全育成教育者会議において、各関係機関と連携を図り、早期発見や予防、継続的な見守りを行い、虐待予防に努めています。また、近年、相談内容が複雑・多様化してきていることから、専門的な対応力の向上が求められています。
- 本町では、令和7（2025）年4月に子育て健康課内に設置したこども家庭センター^{注16}が拠点となって、全ての妊産婦、子どもと子育て世帯に相談支援を行っています。母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じ、妊産婦、子どもと子育て世帯の課題・ニーズを母子保健・児童福祉それぞれの専門性を生かし、途切れのない相談・訪問支援体制の強化が必要です。

注16 こども家庭センター：母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、切れ目のない包括的で継続的な支援を実施する市区町村の窓口のこと。

主要施策

1. 保育サービスの充実

- あさひ園において、子どもたち一人一人が育っていく過程を大切に、小学校、中学校とも連携を図り、途切れなく子どもたちの健やかな成長を支援します。
- 共働き家庭の増加など多様化する保育ニーズや働き方に対応できるよう、保育室の増築や保育士の安定的確保に努め「待機児童ゼロ」に取り組めます。また、延長保育、障がい児保育などの保育サービスの充実を図ります。さらに保育業務のICT化により、更なる保護者の利便性向上や保育士業務の負担軽減に取り組めます。
- 病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に保育施設で児童を預かる「病児・病後児保育」について、近隣市町と連携しながら提供体制の確保に努めます。

2. 地域ぐるみの子育て環境整備の推進

- 家庭における子育ての不安や悩みの解消を図るため、育児相談、子育て支援センターを活用した子育て家庭の交流の場の提供など、地域ぐるみの子育て環境の整備などを推進します。
- 保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもたちの健全な育成を図るため、企業や町民の意識啓発、育児休業制度の普及、放課後児童クラブや児童館などの子どもたちの居場所づくりを推進します。
- 全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」の実施により受け入れ体制を確保します。
- 子どもが、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶ機会を充実させるとともに、自分だけではなく周囲の人々や地域のことを考え、自らの意見を表明することや、社会への積極的な参画を促進し、子どもの最善の利益を考慮した意思決定が行われるよう、子どもの権利擁護を推進します。

3. 母子保健対策の充実

- 安心して出産・子育てができるよう関係機関と連携を強化し、母子の健康づくりのため健康診査や相談などサービスの充実を図ります。
- 妊婦健診、産婦健診、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、産後ケア事業、子育て支援事業など母子保健対策の一層の充実を図ります。
- 妊娠・出産・子育てに役立つ情報を配信し、予防接種や健診の管理ができる電子版母子保健アプリを導入し、保護者の利便性向上と早期支援につなげます。
- 子ども医療費助成について、保護者負担の軽減のため、近隣市町の取り組み状況などを踏まえ、制度拡充について検討します。

4. 子どもの発達支援の推進

- 特別な支援を必要とする子どもや発達が気になる子どもの早期発見・支援に努め、保健・福祉・教育・医療などの関係機関と連携し、途切れのない適切な支援体制を構築します。
- 特別な支援を必要とする子どもを対象として、みえ発達障がい支援システムアドバイザーによる保護者相談や園・学校への巡回相談、作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士による個別療育を行い、専門的な相談支援の充実を図ります。

5. 様々な子育て家庭に対する支援の充実

- ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭の保護者と子どもが安心して暮らしていただけるよう、経済的な負担を軽減するため医療費の助成を継続して行います。また、様々なニーズなどに対応するため、関係機関と連携を図り情報提供、相談支援の充実を図ります。
- こども家庭センターを拠点に、家事、育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー^{注17}などがいる家庭に対し、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的に、相談、家事、育児などの支援を行います。また、支援の充実を図るため、「子どもの貧困対策計画及びひとり親家庭等自立促進計画」の策定を検討します。

6. 児童虐待の未然防止の推進

- 児童虐待の早期発見・予防、継続的な見守りのため、園・学校や地域、各関係機関との連携を強化するとともに、こども家庭センターが拠点となって母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じ、訪問・支援や相談体制の充実を図り、途切れのない支援を行います。

注17 ヤングケアラー:本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	保育所入所待機児童数	人	0	0
2	子育て支援センター利用者数	人/日	23 (全希望者)	全希望者
3	放課後児童クラブ利用者数	人	223 (全希望者)	全希望者
4	児童館延利用者数	人	17,618	18,000
5	赤ちゃん訪問率	%	100	維持
6	1歳6か月児健診受診率	%	98.8	100
7	3歳6か月児健診受診率	%	97.3	100



あさひ園

1-2 高齢者福祉・介護保険の充実

施策の目指す姿

- 高齢者が住み慣れた地域で、社会活動や趣味活動を通して生きがいを見つけ、自立と尊厳をもって自分らしく安心して暮らしています。
- 高齢者も含めた地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、助け合い、地域をともに創っていく「地域共生社会」が進んでいます。
- 介護が必要となった場合に適切なサービスが提供されるなど、保健・医療・介護・福祉などと連携した「地域包括ケアシステム^{注18}」の構築が進んでいます。

現状と課題

- 本町の高齢化率は、年々増加しており、平成22(2010)年の18.3%から令和2(2020)年には19.1%となりました。今後数年間の推計では、若年層の増加に伴い一時的に減少しますが、令和22(2040)年には26.8%となり、超高齢化になることが想定されます。これに伴い、高齢単身世帯及び高齢者のみ世帯が増加し、介護を必要とする高齢者の増加も予想されますが、家族関係の希薄さも相まって、高齢者自らが自立意欲を高め、高齢者をいかに地域で支えていくかが課題となっています。
- 本町では、高齢者の安心と自立生活を実現するために、「朝日町高齢者保健福祉計画・朝日町介護保険事業計画」を策定し、保健・医療・介護・福祉などと連携した、必要なサービスが一体となって切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築をはじめ、社会参加、健康づくりと介護予防、高齢者を支える地域づくり、介護保険事業の充実などに取り組んでいます。今後は、これらの高齢者福祉及び介護保険事業の充実を図るとともに、高齢者が支えられる立場だけでなく、支える立場も担えるよう、地域の多様な主体が社会参加の機会を創出していく必要があります。
- コロナ禍を経て、令和4(2022)年度より新しく「配食ボランティア」を組織し、配食サービス事業を再開しました。「給食ボランティア」を含め、各団体月1回ずつ合計月2回の配食サービスを毎月実施しています。
- 住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすためには、高齢者自身が健康を維持し、健康寿命を延伸させることは極めて重要なことです。そのためには、壮年期からの健康づくりによる介護予防や、生きがいづくりを一層進める必要があります。また、心身の機能低下から要介護状態にならないよう、日頃からの機能維持や改善、フレイル(虚弱)の予防のための支援が必要です。
- 団塊世代が75歳以上となり、また、令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、介護保険制度の需要が高まっていくことが予想されます。介護保険制度の

注18 地域包括ケアシステム:高齢者ができる限り住み慣れた地域で、在宅を基本とした生活を継続するため、保健・医療・介護・福祉などと連携し、必要なサービスが一体となって切れ目なく提供される体制のこと。

健全で安定的な運営の維持が課題となっています。

- 認知症高齢者の増加が見込まれることから、「認知症初期集中支援チーム」を中心に認知症の人やその家族に早期にかかわり、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように医療と介護の連携を図るとともに、若年性認知症の方を含め、地域で本人と家族を支援していくことが必要です。本町では、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症の方やその家族、地域の方などが気軽に集うことができる場として、認知症カフェを実施しています。また、令和6（2024）年度にチームオレンジ^{注19}を立ち上げ、認知症に関する啓発、当事者を含む高齢者にやさしい地域づくりのための活動を実施しています。

主要施策

1. 高齢者の生きがいづくり・高齢者を支える地域づくりの推進

- 高齢者の生きがいづくりを支援するため、地域社会と交流できる場、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場の提供に努めます。
- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、在宅を基本とした生活を継続するため、保健・医療・介護・福祉などと連携し、必要なサービスが一体となって切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。
- 「地域共生社会」の実現に向け、身近な地域での支え合い活動を普及啓発するとともに、自主的な支援活動やボランティア活動などの活性化を図り、町民同士の支え合いや見守りを大切にする福祉コミュニティの形成を図ります。
- 栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、安否確認を通じて高齢者の健康維持と見守り体制の強化を図るため、ボランティア団体を活用した配食サービスを実施します。

2. 介護予防・介護保険サービスの充実

- 高齢者の健康寿命を延伸するため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。また、高齢者の生活機能を維持し、フレイル（虚弱）を予防するために、普及啓発や通いの場の充実、多職種による連携などを図りながら自立支援、介護予防、重度化防止の取り組みを推進します。
- 支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）などによる地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化などを図ります。また、生活支援・介護予防サービスを担う事業主体（NPO、企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人など）の支援、協働体制の充実・強化を図り、必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していきます。
- 支援が必要な高齢者に対し、介護サービスの提供にとどまらず、成年後見制度^{注20}の活用など高齢者一人一人の心身の状況や家庭環境などに応じたサービスの提供を図ります。

注19 チームオレンジ：地域で暮らしている認知症の人や家族の困りごとと認知症サポーターをつなぐ取り組み。

注20 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る人を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

○介護給付の適正化を図り不適切な給付を削減するとともに、利用者に対する適切な介護サービス提供体制を確保し、介護保険制度の継続性及び信頼性を高めます。

3. 在宅医療・介護連携の推進

○高齢化がますます進展し、在宅での介護がさらに重視される中、医療的ケアが必要な高齢者が安心して暮らせるよう、医療機関と介護体制との情報共有によって切れ目のない支援が行えるよう、連携を推進します。

4. 認知症対策の推進

○国の「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指し、認知症初期集中支援チームの活用、認知症サポーター養成講座、認知症カフェなどを実施し、認知症に関する知識の普及や施策を推進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	福祉人材センター登録者数	人	24	48
2	一般介護予防事業参加者延べ人数	人	4,759	5,300
3	認知症サポーター数	人	117	270
4	徘徊高齢者等 SOS メール協力者数	人	397	500



認知予防教室

1-3 障がい者施策の充実

施策の目指す姿

- 障がいのある人もない人も地域社会の一員として、お互いの個性を認め、支え合える社会になっています。
- 障がい者が自らの意思に基づいて社会活動に参加し、住み慣れた地域において自立した生活を送ることができる社会になっています。

現状と課題

- 福祉施設から地域生活への移行を希望している障がい者に対して、地域での暮らしへ移行し継続して生活できる支援体制の整備が課題となっていることから、「朝日町障害者計画」などにに基づき、それまでの施設中心のサービス提供から障がい者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるように、地域生活を中心とした支援体制の整備を進めることが求められています。
- 障がい者や家族などの高齢化が進んでおり、高齢の障がい者の介護保険への移行、緊急時や親亡き後の生活を見据えた支援体制の整備を四日市障害保健福祉圏域で進めています。
- 障がい者が望む地域で生活を営むことができるよう生活と就労に対する支援や障がい児の支援ニーズへの対応のほか、サービスの質の向上に向けた取り組みの充実が望まれています。本町においては、障がい者が必要とする支援に対して、適切に障がい福祉サービスなどにつなげられるようサポートする相談支援専門員の確保が課題となっています。これを受けて、令和4（2022）年度から四日市障害保健福祉圏域において、指定特定相談支援等体制強化補助金を創設し、相談支援専門員の確保に取り組んでいます。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、令和6（2024）年4月からは「合理的配慮」の提供義務が企業などにも拡大されました。引き続き町民や企業などの障がい理解や差別解消に向けて、関係機関と連携し周知啓発や相談案件の解決に取り組む必要があります。
- 障がい者の虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、関係機関と連携し、周知啓発、虐待の予防及び早期発見、早期対応の取り組みが必要です。

主要施策

1. 自立生活への支援

- 障がい者が地域で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス体制の確保、相談支援体制、権利擁護事業の充実を図ります。
- 医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの支援体制の充実を図ります。
- 精神障がい者や家族が適切な医療や支援を受けて安心して暮らせるよう、今後も四日市障害保健福祉圏域にて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進及び充実を図ります。
- 障がい者の日常生活の利便性を高めるため、補装具や日常生活用具の利用や経済的な支援をするため各種手当や制度の周知と利用を促進します。

2. 雇用・就労への支援

- 障がい者の自立を促進するため、特別支援学校、就労を相談・支援する関係機関と協力し、就労を希望する人たちの就労支援に努めます。
- 障がい者の就労機会の拡大の取り組みとして農業と福祉との連携を推進するとともに、就労を相談・支援する関係機関と協力し、引き続き企業への啓発に取り組みます。

3. 差別解消・虐待防止・社会参加の促進

- 合理的配慮の普及・啓発に努め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進します。
- 障がい者虐待を未然に防ぐため周知啓発を行うとともに、虐待の早期発見、早期対応ができるよう、関係機関との連携を強化します。
- 障がい者が生活にゆとりとふれあい、生きがいを感じられるよう、地域活動、レクリエーション活動などを支援します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行者数	人	0	1
2	合理的配慮や障がい者虐待防止の啓発回数	回	2	3

1-4 健康づくりの推進

施策の目指す姿

- 一人一人が積極的に健康づくりに取り組み、健康寿命を延伸し、誰もがその人らしく、生き生きと心身ともに健康に過ごしています。
- ライフステージに応じた健康づくりの取り組みを家庭や学校及び職場など、社会全体で支援する環境が整っています。
- 町内外の医療機関と連携して、感染症対策や医療ニーズの高まりに対応した地域医療体制が整っています。

現状と課題

- 本町では、町民の健康づくり意識が高められるよう「朝日町健康増進計画」に基づき、健康料理教室、健康相談、あさひ健康マイレージ事業などの各種保健事業を実施していますが、参加率が低調なことが課題となっています。そのため、町民のニーズに合った魅力ある事業やわかりやすい周知方法など、創意工夫が必要です。
- 本町では、町民の疾病予防や生活習慣病対策の推進を図るため、「朝日町健康増進計画自殺対策行動計画」及び「朝日町国民健康保険データヘルス計画」などに基づき、各種健康診査やがん検診を実施していますが、受診率が低調なことが課題となっています。早期発見や早期治療を促進するため、疾病予防に向けた正しい知識の普及啓発や健康診査体制の充実及び重症化予防にむけた保健指導や受療勧奨などが必要です。
- 健康づくりを習慣化するためには、集団健康教育や地域で仲間づくりを行うことが有効ですが、本町では健康づくりの自主団体や社会資源が不足しています。そのため、個別支援だけでなく、地域の特性に応じてソーシャルキャピタル^{注21}（社会関係資本）を活用した健康づくりの取り組みが展開できる人材育成や環境づくりへの支援が必要です。
- 感染症は、季節的な流行や突発的な流行など、病原体や感染経路が異なるため、予防接種法に基づき予防接種の推進が重要です。また、コロナ禍を経て感染症対策の重要性が再認識されたことを受け、今後一層、感染症に関する正しい知識の普及と啓発が求められます。
- 本町では、近年の自殺者や精神疾患者の状況を踏まえ、こころの健康づくり対策として、「朝日町健康増進計画自殺対策行動計画」及び「朝日町国民健康保険データヘルス計画」などに基づき、こころの健康づくり対策協議会を通じて取り組みを進めています。誰でも起こり得るこころの病気に対し、正しい知識の普及、予防啓発及び支援体制の充実が求められています。
- 本町には、一般診療所6施設、歯科診療所4施設があり、近隣市町においても身近なかかりつけ医療から高度な医療まで受けられる体制が整っています。今後も引き続き、町民が自らの症状に応じた適切な医療機関の選択ができるよう、医療機関に関する情報提供を

注21 ソーシャルキャピタル:人々の協調行動が活発化することによって、社会の効率性を高めることができるといふ考え方のもとで、社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念のこと。

充実させるとともに、町民に対し適切な受療行動の啓発が必要です。

主要施策

1. ライフステージに応じた健康づくりの推進

- 健康寿命の延伸に向け、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。
- 乳幼児期・学童期は生活習慣の基礎を作る時期です。保護者が望ましい生活習慣の見本を示し、家族とのふれあいの中で子どもの健やかな心と体の発達を育みます。そのため幼児期からの食育や生活習慣に関する啓発、教育並びに指導などの充実を図ります。
- 青壮年期は進学・就職・結婚など人生の転換期でもあり、生活環境の変化が大きい年代です。環境の変化の中でも、一人一人が自ら心身の健康に関心を持てるよう、「食生活・歯科保健・喫煙・飲酒・運動・休養・心」の分野における啓発・指導を推進します。
- 高齢期は、心身の機能が低下しフレイル（虚弱）が進むと要介護状態へ移行する可能性も高まります。高齢期の人とのつながり、社会参加を推進することがフレイル予防^{注22}につながるため、高齢期に適した様々な保健事業を各関係機関と連携して実施します。また、個別性のある栄養指導や生活支援を通じて、個人のニーズに合った支援を推進します。さらに、全身の健康につながる歯と口腔の健康を保つため、歯科疾患予防や口腔機能の維持・向上に取り組みます。
- 妊婦及び乳児の健康づくりである産後ケア事業について、助産師などの専門職による育児サポートなどの支援が受けられるよう利用促進に向けて普及啓発に努めます。

2. 疾病予防や重症化対策の推進

- 疾病予防や生活習慣病重症化予防のため知識の普及・啓発を行い、各種健康診査やがん検診を奨励します。また、各種健康診査やがん検診の結果に応じた保健指導の実施や適切な受療の勧奨などに取り組みます。

3. 地域や関係機関と協働した健康づくりの推進

- 個人の健康づくりは取り巻く環境から影響を受けやすいため、栄養・食生活、歯・口腔機能、身体活動・運動などについては町民、関係団体などと連携し、あさひ健康マイレージ事業を活用したインセンティブや社会環境整備に向けて取り組みます。また、企業経営に従業員の健康管理を取り入れた健康経営の普及を図ります。
- 高齢者一人一人の状況にきめ細かく対応したフレイル予防のため、関係機関と高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を連携し、孤立・孤独を防止しながら推進していきます。

注22 フレイル予防: 高齢になると、筋力や体力、食欲、人とのつながりが弱まり、心身の元気が低下した状態を「フレイル(虚弱)」という。フレイル予防とは、運動・栄養・社会参加を意識した生活習慣により、心身の機能の低下を防ぎ、健康でいきいきとした生活を続けられるようにする取り組み。

4. 健康危機に備えた対応の推進

- 各種感染症から町民を守るため、感染症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、予防接種の奨励や関連情報の提供を行い、接種率向上に取り組みます。
- 各種感染症の蔓延防止のため、計画的に必要な衛生用品などの備蓄に取り組みます。

5. こころの健康づくり対策の推進

- 「朝日町健康増進計画自殺対策行動計画」に基づき、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発による「自殺予防」、自殺のサインを見逃さずに未然に防ぐ「自殺の防止」などを推進していきます。
- こころの健康に不安のある町民が気軽に相談できるよう、各相談窓口の周知に向けて取り組みます。

6. 地域医療体制の充実

- 適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医・歯科医、かかりつけ薬局を持つことの必要性について、町民に対する普及啓発の取り組みを進めます。さらに、広域的連携のもと、休日夜間診療や救急医療体制の確保と情報提供を行います。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	国民健康保険特定健診受診率	%	52.1	60.0
2	国民健康保険特定保健指導率	%	34.2	60.0
3	後期高齢者健診受診率	%	47.1	50.0
4	後期高齢者歯科検診受診率	%	18.1	20.0
5	がん検診精密検査受診率	%	78.8	90.0
6	朝食を毎日食べる人の割合	%	89.5 (R5年度)	90.3 (R11年度)
7	1回30分以上の運動を週2回以上実施する割合	%	43.1 (R5年度)	44.1 (R11年度)
8	ストレスにうまく対処できる人の割合	%	50.1 (R5年度)	53.3 (R11年度)
9	65歳以上高齢者のうち、要介護3以上の割合	%	5.56	5.00

1-5 地域福祉の推進

施策の目指す姿

- 子どもから高齢者まで町民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、町民が積極的に福祉活動に取り組み、支え合いのまちづくりが進んでいます。
- 高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児を連れた保護者など全ての人が利用しやすい、ユニバーサルデザイン^{注23}による人に優しいまちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより地域コミュニティが希薄化し、社会的孤立の問題が深刻化しているため、地域福祉の推進体制の強化が必要です。
- 本町では、朝日町社会福祉協議会と民生委員・児童委員、人権擁護委員、ボランティア団体などが連携し、地域に密着した様々な福祉活動を展開しています。
- 高齢者、障がい者、子ども等の見守り体制の充実に向け、民間事業者など見守り協定を締結し、日常業務を通じた異変の早期発見に取り組んでいます。今後も、より多くの民間事業者などと連携することで、地域全体で支える体制の強化を図ります。
- 町民自らが互助意識を育み、福祉活動の担い手となり、共に支え合う社会を目指すことが求められています。そのため、推進の基本となる「地域福祉計画」を策定し、関係者がそれぞれの役割に応じた取り組みを推進する必要があります。
- 高齢者タクシー利用助成制度については、制度拡充に努めてきましたが、利用登録者は対象者全体の3割程度に留まっています。高齢者サロンで対象者の方に直接制度説明を行うなどの方法で周知を行ってきましたが、更なる利用促進に向けて、引き続き制度の周知を図る必要があります。
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、道路の改良・整備にあたっては、人にやさしい環境整備を推進しています。また、近鉄伊勢朝日駅のバリアフリー化を支援したほか、「朝日町新庁舎建設基本計画」においてもユニバーサルデザインに配慮しました。今後も、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく必要があります。

注23 ユニバーサルデザイン:年齢、体格、能力、性別、国籍などの違いにかかわらず、全ての人が安全・安心して利用しやすいように建物、製品、サービスなどをデザインすること、そのプロセスのこと。

主要施策

1. 地域福祉の人材育成

- 学校や社会教育、各種地域活動の機会を通じ、地域福祉に関する意識啓発を図ります。
- 朝日町社会福祉協議会や民生委員・児童委員、人権擁護委員、ボランティア団体などの福祉活動の担い手としての人材を確保・育成します。

2. 地域福祉の体制づくり

- 地域福祉の体制づくりのために朝日町社会福祉協議会が中核となり、民生委員・児童委員、ボランティア団体、町民などが連携したネットワークの強化を図るとともに、活動支援の充実を図ります。
- 高齢者、障がい者、子どもなどの異変を早期発見するため、地域での見守りや助け合いを促進します。特に、企業や各種団体との見守り活動についての連携を進めます。

3. 福祉サービスの充実

- 地域福祉を総合的に推進するために、引き続き「地域福祉計画」の策定に向けて取り組めます。
- 地域の中で自分らしく生活できるよう、身近な地域で必要な支援が届くよう、福祉サービスの内容と相談支援体制の充実を図ります。
- 高齢者や障がい者の移動手段として、タクシー利用助成制度の周知を図り、より多くの対象者に利用していただけるよう努めます。

4. 人にやさしい環境整備の推進

- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」などにに基づき、誰もが利用しやすい施設整備となるようユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。また、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方に優しいまちづくりとして、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を推進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	ボランティアセンター登録者数	人	347	450
2	民生委員・児童委員数	人	18	23
3	見守りに関する協定数	協定	5	8
4	地域福祉計画の策定	—	未策定	策定済

1-6 社会保障の充実

施策の目指す姿

- 各種社会保障制度は、健全な財政のもと適正かつ安定的に運営され、支援を必要とする人が安心して支援を受けられるような制度として構築されています。
- 最低限度の生活が保障されるとともに、その自立を支援するためのセーフティネット^{注24}が、県や関係機関との連携のもと確保されています。

現状と課題

- 被保険者の高齢化や医療技術の高度化によって一人あたりの医療費が増加傾向にあり、被保険者の医療費の伸びを抑制する観点から、引き続き生活習慣病対策や介護予防など被保険者の健康維持・増進の取り組みが必要です。
- 医療保険制度は、町民の健康と生活を支える基盤であるため、将来にわたり安定かつ健全な運営が求められています。歳出面では「給付の適正化」を進め、歳入面では「保険料の確保」に取り組む必要があります。あわせて、令和11（2029）年度に県内で国民健康保険料水準が統一されることに伴い、保険料率の見直しが必要となっています。
- 令和6（2024）年12月2日より被保険証が新規発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。今後も、町民への制度周知と理解の促進を図り、マイナ保険証の利用を推進していくことが課題となっています。
- 介護保険料や後期高齢者医療保険料の収納状況は、年金からの特別徴収が主になっており、収納率は99%を超えています。また、国民健康保険料の収納状況は、コンビニ納付、口座振替、夜間の相談窓口実施などにより、町の収納率の目標である95%を達成していますが、県の収納率の目標である97%は達成していないため、なお一層の収納率の向上を目指す必要があります。
- 老後の不安のない生活を支えるため、国民年金制度は重要な役割を果たしています。この制度は国の事務ですが、本町では町広報紙やパンフレットの配布などにより窓口での加入促進、制度に対する啓発を行っています。
- 物価高騰に伴う負担の増などから、生活困窮の相談や支援申請が増加しています。そのため、国の経済対策支援を活用し、住民税非課税世帯などを対象に令和3（2021）年度から毎年度給付金事業を実施しました。また、生活保護に至る前の生活困窮者に対しては、「生活困窮者自立支援法」に基づく各種支援制度などの活用を促し、関係機関と連携しながら経済的自立と生活意欲の高揚に向けた適切な支援が必要です。
- 生活保護を受給される方は、近年増加傾向となっています。生活保護を必要とする生活困窮者に対しては、自立の助長に向け、県や関係機関と連携しながら、制度の適正な運用と困窮の程度に応じた適切な保護が必要です。

注24 セーフティネット：あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度や仕組み。

- 福祉総合窓口については、現状整備できていませんが、重層的支援は福祉部局を横断して取り組む内容となるため、引き続き庁内・関係機関と協力調整のうえ設置に向けて取り組む必要があります。

主要施策

1. 公的保険制度の健全な運営

- 被保険者の健康維持・増進を図るため、保健事業と連携し、健康に対する正しい知識の普及や生活習慣病の早期発見・早期治療及びフレイル予防につなげる各種健康診査や保健指導などを実施します。
- 公的保険制度の健全運営のため、制度の普及啓発、ジェネリック医薬品^{注25}の活用推進、レセプト点検^{注26}、適正受診の啓発など適切な保険給付及び事務の効率化に努めます。また、被保険者間の負担の公平を図る観点から、適切な滞納処分の実施など保険料の収納率の向上に努めます。
- 令和11(2029)年度に県内で国民健康保険料水準が統一されることに伴い、保険料率について毎年度見直しを行います。

2. 国民年金制度の周知

- 高齢者の生活を支える国民年金制度の安定的な運営と無年金者を出さないため、国民年金への移行時などにおける身近な窓口として、制度に関する広報・啓発活動や相談などを行い、制度の周知徹底を図ります。

3. 生活困窮者に対する支援

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対しては、相談対応により状況の聞き取りを行い、その困窮程度に応じた適切な支援が受けられるよう、「生活困窮者自立支援法」に基づき、関係機関が実施する相談支援事業と連携を図ります。
- 生活保護を必要とする生活困窮者に対しては、その困窮程度と緊急度に応じた適切な保護が受けられるよう、「生活保護法」に基づき、実施機関である県と連携を図ります。また、生活保護受給者に対しては、自立の助長に向けた支援を県や関係機関と連携して推進します。

注25 ジェネリック医薬品:先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に製造・販売される「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効き目がある」と認められた医薬品のこと。なお、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。

注26 レセプト点検:医療機関が保険診療を行った際に作成する「レセプト(診療報酬明細書)」の内容に誤りがないかを確認する作業のこと。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	国民健康保険料現年分収納率	%	95.4	97.3
2	国民健康保険特定健診受診率【再掲】	%	52.1	60.0
3	国民健康保険特定保健指導率【再掲】	%	34.2	60.0
4	後期高齢者健診受診率【再掲】	%	47.1	50.0
5	後期高齢者歯科検診受診率【再掲】	%	18.1	20.0
6	福祉総合相談窓口の整備	—	未整備	整備済



第2章

夢・希望に満ちた 人づくりと 歴史・文化の香る まちづくり

- 2-1 学校教育の充実
- 2-2 国際社会に向けた人材育成
- 2-3 青少年の健全育成
- 2-4 生涯学習の推進
- 2-5 スポーツの振興
- 2-6 歴史・文化の継承と活用

2-1 学校教育の充実

施策の目指す姿

- 本町の将来を担う人材として生きる力を身につけ成長していけるように、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育み、知・徳・体のバランスの取れた人材育成に向けて、良好な教育環境が整備されています。
- グローバル化や情報化の進展に対応できる基礎能力を養うための外国語教育やプログラミング教育などの教育環境を整え、時代に即した能力を身につけています。
- 学校、家庭及び地域の連携とともに、あらゆる教育資源を生かした、児童生徒の能力を最大限に伸ばす教育環境が整えられています。
- 児童生徒を犯罪や災害から守る体制を整備し、児童生徒の安全・安心が確保されています。

現状と課題

- 小学校、中学校ともに県内トップクラスの学力ですが、全国トップクラスを目指し、ICT機器の活用、教材や学習内容の充実などにより、更なる学力向上に向けた取り組みが必要です。
- 文部科学省の「初等中等教育段階における生成 AI（人工知能を用いた生成技術）の利活用に関するガイドライン」に基づき、児童生徒が「生成 AI^{注27}」を安全・安心に使うことができる仕組みを構築する必要があります。
- 「自分も一人の人間として大切にされている」という実感などが得られる学校づくりに向け、教職員の資質・能力の向上を図る研修などを通じて児童生徒一人一人が自己肯定感を涵養^{注28}することができる授業づくりや学校づくりを推進する必要があります。
- 指導主事による学校訪問にて指導助言を行うとともに、本町の教育課題や今日的課題に対応した教職員研修会を開催し、教職員の連携や情報交換などを行っています。
- 児童生徒が「ふるさと朝日」に愛着をもてるように、郷土の偉人である橘守部や萬古焼、円形校舎など文化財を活用した郷土教育を実施しています。
- 本町では、令和2（2020）年度に中学校給食を開始しました。栄養バランスに配慮した学校給食や基礎的な食習慣を通して、児童生徒の健康増進を図る必要があります。
- 特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員や介助員を増員するなど特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談、個々に応じた支援や介助を行っています。今後も関係者との連携のもと、保護者の思いに寄り添った支援を行っていく必要があります。
- キャリア教育について、本町の教育理念である「自ら未来を切り拓く人間力の育成」の実現に向け、児童生徒の発達段階に応じて、小学校では社会科において地元で働く人々の授業を実施するとともに、中学校では職業体験学習などを通じて子どもたちが自らの可能

注27 生成 AI: 文章や画像、音声などを自動で作り出す人工知能のこと。

注28 涵養: 自然に水がしみこむように、ゆっくりと養い育てること。

性を見出し、主体的に進路を選択し、社会の一員として自立していく力を育むことができるよう取り組みを進めています。今後、さらにキャリア教育の充実に向け、小中学校を通じたキャリア教育の体系化を図るとともに、地域との協働による実践的な学びの充実を推進する必要があります。

- 不登校児童生徒率は高くなっており、不登校の要因、背景は複雑・多様化していることから、児童生徒が安心して学ぶことのできる居心地の良い学校づくりを進めるとともに、不登校の児童生徒の状況に応じた支援を行うことが必要です。
- PTA などの関係機関と協力し、通学路における危険箇所の点検及び対応策の協議を行っています。また、児童生徒を犯罪や事故から守るため、今後、さらに児童生徒の見守り活動を充実させる必要があります。
- 児童生徒を自然災害から守るため、家庭や地域との連携を含めた学校における防災教育を充実させる必要があります。また、大規模災害に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上と、早期に学校を再開させる体制づくりが必要です。
- 児童生徒を取り巻く教育環境が複雑・多様化する中で、学校・家庭・地域の関係者が目標、課題を共有し、地域とともにある学校づくりを進め、地域全体で児童生徒の豊かな育ちを支援する必要があります。
- 中学校の部活動について、教員が担っていた休日の指導を地域の指導者に段階的に移す「部活動の地域展開」が進められています。本町では、令和6（2024）年4月から一部の部活動で外部指導者を任用し、取り組みを開始しました。今後は、指導者の確保や施設利用、費用負担、教員の関与、大会参加の在り方などの課題に対応しながら、持続可能な仕組みづくりを進めていくことが重要です。
- 本町では、国の GIGA スクール構想^{注29}に基づき、小学校及び中学校の児童生徒に一人一台のパソコンを整備しました。今後は、計画的な更新が求められます。また、学校施設においては、中学校トイレについて平成 29（2017）年度に多機能化、令和 5（2023）年度に洋式化の改修を行いました。今後は体育館の空調設備導入、小学校トイレの洋式化、老朽化した設備の改修などが必要となっています。

注29 GIGA スクール構想:1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とする構想。

主要施策

1. 確かな学力の育成

- 児童生徒一人一人が可能性を最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、幼児教育の充実に努めます。
- 児童生徒一人一人の能力に応じた教育、ICT 機器の活用、教科に応じた教材や学習内容の充実などにより、児童生徒が学ぶ楽しさ、わかる喜びを実感できるよう、理解しやすい授業展開に努めることで、児童生徒の「確かな学力」の向上を図ります。
- グローバル化や情報化、Society5.0^{注30}（超スマート社会）など、変化の著しい時代にも対応できる資質・能力を育むため、外国語教育、ICT（情報通信技術）を活用したプログラミング教育、探究的な学習などの充実を図ります。
- 児童生徒が安全・安心に生成 AI（人工知能を用いた生成技術）を活用できるよう、文部科学省の「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」に基づき、生成 AI を利活用することが目的とならないよう留意し、学習指導要領で示されている「情報活用能力」を身につけるためのツールの一つとして、発達段階に応じた適切な生成 AI の利活用の在り方を研究します。

2. 豊かな心の育成

- 児童生徒一人一人が自信をもって成長するために、学校行事や総合的な学習の時間などにおいて、児童生徒の主体的な活動になるよう仕組んだり、達成感を味わったり、自己の成長を感じたり、その取り組みの過程に価値をもたせるようにしたりして自己肯定感を高める教育の充実を図ります。
- 児童生徒の豊かな感性や情操を育むために、博物館をはじめ地域の様々な施設などにおける学習活動など体験的な学習機会の充実を図るとともに、音楽・美術などを通じて表現・発表する機会の拡充など情操教育の充実に取り組みます。
- 生きる力の核となる豊かな人間性を育むため、規範意識、自然への感動・感謝、人間尊重、社会貢献、自立心、命を大切に作る心、他者への思いやりなどの道徳教育の充実を図ります。
- 生まれ育った郷土を愛しむとともに、次代の郷土の担い手や継承者を育むため、郷土固有の歴史や有形・無形の多様な文化財を活用した郷土教育を推進します。

3. 健やかな体の育成と食育・健康教育の充実

- 5分間運動など授業の初めに主運動につながる運動を取り入れるなどにより、児童生徒が運動の楽しさや喜びを感じることできる魅力ある体育の授業づくりに取り組み、児童生徒の体力向上を目指します。
- 児童生徒の食習慣の改善による健康増進を図るため、栄養教諭による栄養バランスや食育に配慮した学校給食の充実、正しい生活習慣の指導により、健全な食生活と生活習慣を

注30 Society5.0: デジタル技術を社会のさまざまな分野に取り入れることで、便利で豊かに暮らせる未来の社会を実現しようとする考え方。

身につけた児童生徒の育成に努めます。

4. キャリア教育の充実

- 児童生徒は、小学校の社会科授業や中学校の職業体験学習などを通じて他者や社会とのかかわりの中で、職業人、家庭人、地域社会の一員など、様々な役割を担いながら、自分らしい生き方が実現できるようキャリア教育を推進します。
- 児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力や態度を育てることを推進します。

5. 特別支援教育の充実

- 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、教育的ニーズを把握するとともに、生活や学習に関する適切な支援を行います。また、特別支援教育支援員・介助員を配置し、当該児童生徒への支援の充実を図ります。
- 障がいのある児童生徒やその保護者が途切れのない支援を受けられるよう、関係機関との連携を図り、児童生徒や保護者の思いに寄り添った支援体制の充実に努めます。
- 特別な支援を必要とする児童生徒やその保護者の負担軽減のため、通級指導教室^{注31}を学校内に設置し、十分な支援が行える体制の整備に努めます。

6. いじめ・暴力・不登校のない学校づくり

- いじめ・暴力行為・不登校の問題に対し、未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関と連携した取り組みの推進や、心の教室相談員の配置による教育相談体制の充実に努めます。
- 誰一人取り残すことなく学習の機会を保障していくための一つとして、校内ふれあい教室^{注32}の整備、充実に努めます。

7. 児童生徒の安全・安心の確保

- 児童生徒を犯罪被害から守り安全・安心を確保するために、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を活用するなど、警察などの関係機関と連携し、子どもたちの見守り活動を推進します。
- 児童生徒を通学時における交通事故から守るため、朝日町通学路交通安全プログラムなどに基つき、PTAなどの関係機関と協力し、通学路などの危険箇所を点検し、安全対策に努めます。
- 学校行事や日々の授業など、学校における新たな感染症対策を十分に講じた学校運営に努めます。

注31 通級指導教室:通常の学級に在籍する児童生徒が、学習面や発達面で特別な支援が必要な場合に、週の一部の時間だけ通って個別の指導や専門的な支援を受ける教室のこと。

注32 校内ふれあい教室:学校生活に不安があったり、教室で過ごすことが難しい児童生徒が、安心して学習や活動に取り組めるように、校内に設けられた支援教室のこと。

8. 教職員の資質向上と働き方改革

- 授業力の向上、複雑・多様化する教育課程に対応できる専門性や技術力向上を図るため、指導主事による学校訪問や教職員研修会を開催し、教職員全体の更なる指導力・授業力の向上を図ります。
- 本町の「育ちのリレー事業」によるあさひ園、小学校、中学校の途切れのない教育の一層の充実を図るため、教職員研修会を通して教職員の連携や情報交換などに努めます。
- 文部科学省が示した「業務の3分類」^{注33}をもとに、教職員の業務の見直しを図るとともに、校務・授業で使用する端末を一体化し、校内の場所を問わず業務が可能な環境を整えることで、子どもたちと向き合う時間や教育に専念できる時間を確保するなど働き方改革に努めます。

9. 学校防災への取り組み

- 様々な危険から児童生徒などの安全を確保するために、成長段階に応じた自然災害に関する知識や適切な行動、地域防災活動への理解と参加など、防災対応能力を高め、地域防災を担う一員としての防災教育を推進します。
- 災害発生時に児童生徒や教職員の安全確保を確実なものとするために、学校における避難確保計画などにに基づき、校内防災体制を整えるとともに、日頃から発生に備えた訓練や備蓄品などの整備を図ります。
- 災害後、早期に学校の再開を図るために、学校施設の被災状況の把握、暫定的な教育環境の確保など平常時から復旧スケジュールを検討するとともに、被災した児童生徒のケアなどを行えるよう環境を整えます。

10. 地域とともにある学校づくり

- 児童生徒を取り巻く多様化する課題の解決や児童生徒の豊かな成長を支援するためには、地域とともにある学校づくりが必要となっています。そのため、コミュニティ・スクール^{注34}（学校運営協議会）を有効活用し、学校と家庭・地域の連携・協働、社会総がかりでの教育、地域と学校の教育目標の共有や地域ボランティアなどの積極的な参画が得られるような体制づくりなどを図ります。
- 中学校部活動の地域展開について、生徒にとって何が一番よいかを第一に考え、関係機関と連携しながら、慎重かつ着実に取り組みを進めるとともに、指導者の確保や施設利用、費用負担、教職員の関与、大会参加の在り方などの課題に対応し、持続可能な仕組みを構築していきます。また、外部指導者には報酬の支払いが必要となるため、国や県の補助金を活用しながら、順次導入と継続的な実施に努めます。

注33 業務の3分類:教職員の業務を「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の三つに整理し、業務の適正化や働き方改革を進めるための考え方。

注34 コミュニティ・スクール:学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子ども達の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みのこと。

11. 学校施設の充実

- 国の GIGA スクール構想に基づく児童生徒の一人一台端末は、教育環境の変化や技術の進展に対応するため、端末の計画的な更新を実施します。
- 学校施設は、児童生徒の健康と安全の確保、快適な教育環境の創出、まちづくりの核、生涯学習の場、地域防災の拠点などの役割を担っていることから、老朽箇所の改修及び老朽備品などの更新や照明器具の LED 化を計画的に行うとともに、体育館の空調設備の導入や多様な人々が利用しやすい施設としてのバリアフリー化を推進します。
- 小学校のトイレについては、障がいのある児童生徒や学校関係者なども含めた、誰もが快適に利用できる洋式トイレや多機能トイレの整備を推進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	全国学力・学習状況調査における国語・算数（数学）の平均正答率の全国比	—	小・中とも +5ポイント	小・中とも +5ポイント
2	体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の児童生徒の割合（各学年男女平均） ※1	%	小5 71.4 中2 61.3	小5 75.0 中2 65.0
3	1か月あたりの時間外在校等時間が45時間以下の教職員数の割合	%	小 88.24 中 70.92	小 100 中 100
4	トイレの洋式化・多機能トイレの整備 ※2	—	小学校未整備	小学校整備済
5	小中学校体育館空調設備の導入	—	未整備	整備済

※1 スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の5段階のうち上位3段階である「A」・「B」・「C」の児童生徒の割合

※2 中学校トイレ整備状況は、トイレの洋式化が令和5（2023）年度整備済、多機能トイレが平成29（2017）年度整備済

2-2 国際社会に向けた人材育成

施策の目指す姿

- 国際的な課題の理解や英語コミュニケーション能力を養う学習機会、さらに国内外における異文化体験や国際交流などの機会を充実させることで、国際社会に対応できるグローバル人材が育っています。

現状と課題

- グローバル化が進展する中、児童生徒に異なる文化に対する理解やコミュニケーション力、地球的な視野で考え行動できる態度を養うとともに、将来、国際社会でも活躍できる人材の育成を図る必要があります。
- 外国人英語指導助手（ALT）を配置し、小学校、中学校での英語教育やあさひ園での交流活動を実施しています。

主要施策

1. 国際社会に向けた人材育成

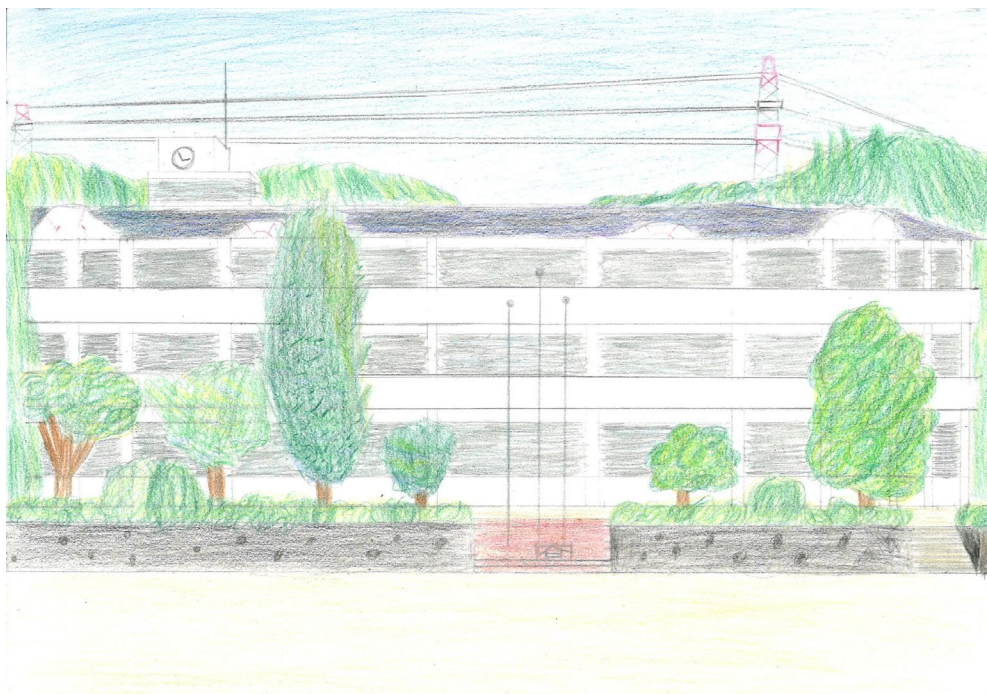
- グローバル人材^{注35}の育成のためには、語学力、コミュニケーション力、主体性、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティーが求められていることから、これらの能力を体得するために学校教育における国際的な関心を題材にした授業の取り組みを推進します。
- 小学校における外国語としての英語教育を充実させるために教職員の授業力向上や外国人英語指導助手（ALT）を配置するなどして教育体制を整備するとともに、就学前段階から外国人と触れ合う機会の充実を図ります。
- 国際理解としての異なる文化や生活習慣、価値観を認め合う能力を養うため、様々な外国人を招き、その国の文化や特色などを紹介してもらう学習機会の場づくりを推進します。

注35 グローバル人材：世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティーを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	外国人英語指導助手（ALT）による あさひ園での交流回数	回	8	現状維持以上
2	全国学力・学習状況調査における英語 の平均正答率の全国比（中学校のみ）※	—	—	+5ポイント

※全国学力・学習状況調査の中学校英語は3年に1度程度の実施であるため、実績値は調査実施年度のみ計上



朝日中学校美術部（令和7年度制作）

2-3 青少年の健全育成

施策の目指す姿

○家庭や地域が一体となって青少年の見守りや、育成のための様々な体験機会が創出されるなどして、健やかで活力ある青少年が育っています。

現状と課題

- 子ども会活動・スポーツ少年団・朝日町青少年育成町民会議などによる地域活動や、朝日町教育委員会が委嘱する朝日町少年補導員による地域パトロール活動、町事業である放課後子ども教室・公民館教室・青少年健全育成事業などにより、青少年健全育成が推進されています。しかしながら、現状では、高校生以上の若い世代が参加している事業は少ない状況です。
- 放課後子ども教室では、放課後に学習支援や体験活動などを実施しています。参加対象者は保護者のニーズに応じて段階的に拡大しており、現在は小学1～4年生を対象としています。
- 青少年健全育成事業では、老人クラブの協力による小学生親子との世代間交流事業を行っています。
- 朝日町青少年育成町民会議には、運営費の補助、及び事務局としての支援を行っています。分野ごとに部会に分かれ、各事業（イベント実施、補導活動、各校園への物品寄贈、「あさひ・子ども110番の家」設置）が行われています。
- 朝日町少年補導員は、警察や関係機関と連携し、補導パトロール（月5回）などの非行防止活動に取り組んでいます。青少年を取り巻く環境が変化していることから、地域全体で青少年を見守る体制の充実が必要となっています。



子ども会育成者連絡協議会事業（竹の水鉄砲づくり）

主要施策

1. 青少年活動の促進

- 青少年育成に資する団体活動としての地域活動が継続して行われるよう、子ども会・スポーツ少年団・朝日町青少年育成町民会議などの団体に対して安定運営に向けた相談支援や、運営費の補助などの支援を行います。
- 青少年の多様な学習及び体験活動を推進するため、放課後子ども教室や、子ども向け・親子向けの公民館教室を行います。
- より多くの青少年にとって有意義な経験となるように、高校生以上の若い世代も参加しやすい事業の検討を進めていきます。

2. 青少年育成環境の充実

- 朝日町青少年育成町民会議が主体となって推進する「あさひ・子ども 110 番の家」の設置について、児童生徒の安全確保や非行・犯罪の抑止の観点から、積極的に支援します。
- 地域の方や親子が参加する青少年健全育成事業などを行い、子どもの健全な遊びや学びの機会を提供します。また、青少年健全育成事業を中心に他団体や地域の方と連携した取り組みも積極的に取り入れます。
- 朝日町少年補導員の活動として、警察や関係機関と連携し、補導パトロールなどの非行防止活動を継続するとともに、地域全体で青少年を見守る体制の充実を図ります。また、補導活動の重要性を広く伝えながら、その体制の維持・強化にも取り組みます。
- スマートフォンや SNS の利用が一般化する中で、青少年がトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、ネットモラルの重要性の周知・啓発に努めます。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	青少年健全育成事業の開催回数	回	2	3
2	朝日町少年補導員数	人	17	20
3	あさひ・子ども 110 番の家の加入者数	人	96	100

2-4 生涯学習の推進

施策の目指す姿

- 町民の一人一人が充実した人生を送れるよう、年齢にかかわらず生涯において、自分に合ったテーマで、いつでも、どこでも、誰でも学習できる機会に恵まれ、生き生きとした学習活動が展開されています。
- 生涯学習で学んだ成果を地域や社会で生かすとともに、自らも学習機会の担い手として活躍しています。

現状と課題

- 町民の幅広い学習ニーズに応えるため、公民館、図書館、博物館において、各年齢層に応じた様々な講座、教室、講演会を開催しています。また、朝日町公民館で定期的にサークル活動を行う団体への支援を行っています。
- 「公民館だより」の町広報紙への折り込み及び「生涯学習のごあんない」の全戸配布により、町民への生涯学習に関する情報提供を行っています。
- 公民館教室の中には、長年にわたり継続して開講され、受講者が定着している講座もあります。また、現状の公民館教室は、高齢世代の参加者が多いため、若い世代が参加しやすい教室の開講を進めています。
- 朝日町文化祭やあさけプラザ文化祭において、学習活動の成果を発表・展示する機会を年1回設けていますが、高齢化を理由に、参加を見送る団体も見られるようになってきました。今後は、定例活動が継続するよう支援しつつ、文化祭などの成果発表の場への参加を促していく必要があります。
- 朝日町公民館では、地域で教えたい方が活躍できる場を広げるため、「生涯学習講師登録制度」を設けており、講師人材確保・育成につなげています。
- 子どもから大人まで本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるように図書館における読書環境の充実を図っています。また、図書館の利用を促すためのイベントの開催や、暮らしに役立つテーマを設けての資料提供も行っており、いずれも好評を博しています。今後も引き続き図書館の利用促進のために、利用のしやすさだけでなく、気軽さ、居心地の良さ、さらに町民が読書に親しみを持てるような企画が望まれます。
- 博物館では展示会や文化教養講座などの事業を実施しています。これらの事業には町内だけでなく、他市町からの参加者も多く、本町のアピールの場となっています。そのため、今後も町民や来館者のニーズを把握し、効果的な情報の発信や展示・講座の充実が求められています。

主要施策

1. 生涯学習の推進

- 町民が生涯学習に関心を持ち、主体的に参加できるよう生涯学習に関する情報の収集と発信、生涯学習相談、きっかけづくりの場の提供を行い、生涯学習活動への支援や啓発を推進します。
- 公民館で活動するサークルに対して、安定した活動の継続や発展に向けた支援を行い、住民同士が学び合い支え合う、持続可能な生涯学習社会の実現を目指します。
- 町民の関心に応じた多様な講座を公民館で定期的に関講し、誰もが継続的に学べる環境を整えます。あわせて、社会環境や生活様式の変化を踏まえ、毎年度、新たな内容の教室を企画・実施するとともに、若い世代も参加しやすくなるよう、内容や開催日時の工夫を重ねます。こうした取り組みを通じて、多様な世代の参加を促し、学習意欲や地域への参加意識を高め、地域交流や地域力の向上につなげていきます。
- 学習成果を展示・発表することのできる機会の場として「朝日町文化祭」などを活用し、発表者の生きがいにつなげるとともに、学習に対する交流の輪を広げ、かつ学習成果を地域やまちづくりに活用するための環境づくりを推進します。
- 「生涯学習講師登録制度」により町内外の知識・技能を持つ人材を講師として活用し、地域内で学びを支え合う体制を構築します。
- 公民館、図書館、博物館をはじめとする生涯学習施設について、利用者が心地よく学ぶことができる施設・設備の充実を図ります。

2. 図書館の充実

- 読書は子どもの成長にとって大変重要であるため、読書活動を通じて子どもの成長をサポートできるよう、子どもの成長に応じた読書環境の整備に努めます。また、子どもが本に触れるきっかけになるよう、本に親しむ事業の展開を進めます。
- 地域の情報拠点として町民の学びを支え、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層に図書館に来てもらえるよう、誰もが学べる読書環境の整備に努めます。また、町民の生活に根ざした情報の提供、図書館イベントの開催、他館や専門機関との連携、さらにデジタル図書館の導入検討など、誰もが利用しやすい図書館機能の充実を図ります。

3. 博物館の充実

- 博物館は町内だけでなく広く町外への歴史・文化の情報発信、学びの拠点となります。そのため、国宝・重要文化財の公開をはじめとする魅力的な企画展の開催や文化教養講座など多彩な教育普及事業の実施につながる博物館機能及び体制の充実を図ります。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	朝日町公民館年間利用者数	人	6,741	7,000
2	博物館年間来館者数	人	3,062	3,500
3	図書館の年間図書貸出冊数	冊	72,252	75,000
4	公民館教室の教室数	室	14	現状維持以上



教育文化施設・図書館

2-5 スポーツの振興

施策の目指す姿

- 町民の誰もが目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しみ、心身の健康と生きがいある生活を楽しんでいます。
- 運動施設の充実と指導者の確保が進み、スポーツ団体の活動が活発に行われ、多くの町民が参加しているスポーツのまちが実現しています。

現状と課題

- スポーツを「する」、「観る」、「支える」ための機会の提供や気運醸成に取り組むことによって、町民が日常的にスポーツに触れ、親しむための環境づくりを進めることが必要です。
- 町民の積極的な運動施設の利用のほか、朝日町体育協会・朝日町スポーツ少年団・朝日町総合型地域スポーツクラブなどによる地域活動や、朝日町が委嘱する朝日町スポーツ推進委員による事業により、町内でのスポーツが行われています。
- 朝日町総合型地域スポーツクラブでは、子どもから大人まで幅広い年代を対象にしたスポーツ教室が開催されています。本町では、適切に運営されるよう支援を行っています。
- 朝日町スポーツ推進委員は、ニュースポーツ「モルック」の普及や、各種スポーツ事業の運営支援などを通じて、地域のスポーツ振興に貢献しています。今後も、関係団体との連携を図りながら、町全体のスポーツ推進に努めます。
- 朝日町体育協会では各種スポーツ大会が開催されていますが、参加者数が伸び悩んでいることや、加えて、担い手不足及び高齢化により、事業の継続性や活力の維持が課題となっています。
- 朝日町スポーツ少年団では、指導者の育成・確保が重要な課題となっています。町では、熱中症や落雷などの気象リスクを含む事故防止に十分配慮し、子どもたちに対して適切な指導が行われるよう、指導者への支援や指導を行っています。
- 運動施設において、老朽化が目立ってきており随時修繕を行っている状況ですが、計画的な改修を行っていく必要があります。

主要施策

1. 地域スポーツの振興と地域スポーツ団体の活動支援

- 町広報紙や町ホームページ、回覧などを活用して町民への情報発信を行い、各種スポーツ事業への参加を促進します。あわせて、運営体制の充実を図り、町内のスポーツ振興を図っていきます。
- 熱中症や落雷などの気象リスクに対応するための安全対策を徹底し、指導者や関係機関が連携して、安全で安心なスポーツ活動の実施体制を整えます。
- 町内でのスポーツの振興が活発に行われるよう、朝日町体育協会、朝日町スポーツ少年団、朝日町総合型地域スポーツクラブの安定運営に向けて、相談対応や運営費補助などの支援を行います。また、県主催の研修会などの情報を提供し、指導者の育成を支援します。

2. 運動施設の維持管理

- 運動施設の利用者の安全と利便性の向上及び各種スポーツ活動が円滑に実施できるよう施設の適切な維持管理を行うとともに、利用者ニーズに即した施設・設備の改修を計画的に実施します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	スポーツ施設年間利用人数 (朝日町体育館・町民スポーツ施設)	人	20,201	現状維持以上



町民スポーツ施設

2-6 歴史・文化の継承と活用

施策の目指す姿

- 貴重な歴史的・文化的資源が大切に保全され、この資源の活用による町民の歴史・文化意識の高揚と地域活性化が進んでいます。
- 文化財の展示や歴史・文化にかかわる学習が活発に行われ、さらに芸能・芸術活動も盛んで文化の香り高いまちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 本町には、国指定重要文化財である舍利容器を出土した縄生廃寺（県指定史跡）をはじめ、古萬古・有節萬古の窯跡などの埋蔵文化財、国学者の橘守部、日本画家の栗田真秀・水谷立仙に関する歴史資料など多くの歴史・文化に関連する文化財が収蔵、展示、保護されています。今後も引き続き、文化財の調査、研究、保存を行うとともに、地域の活性化に資する文化資源として活用することが必要です。また、博物館は、「文化財保護法」による公開承認施設となっていないことから、承認が得られるよう体制整備を図っていくことが必要です。
- 博物館で開催している展示会事業、文化教養講座には、他市町からも多くの参加者があり、本町のアピールの場となっています。今後は、町民や来館者のニーズを踏まえながら、博物館ホームページなども活用し、町内外への情報発信を効果的に行うことにより、事業の充実につなげていくことが必要です。
- 博物館においては文化財等調査・活用事業により、古文書などの資料整理・翻刻^{注36}・デジタル化を行い、博物館ホームページでの公開を実施しています。今後も継続して情報発信をしていくために、資料のデジタル化を進める必要があります。
- 町史の編さんについては、平成26（2014）年度より事業を実施し、町内外に所在する関連資料の調査・研究を推進してきました。令和元（2019）年度の資料編第1巻の刊行を端緒として、資料編第2巻、第3巻と刊行を重ね、最新の通史編を令和6（2024）年度に刊行しました。また、町民に広く町史編さん事業を知っていただくことを目的に、通史編の刊行にあわせて「別編朝日町のあゆみ」を刊行し、町内全世帯へ配付を行いました。なお、編さんの過程で収集した貴重な資料は、保存・整理し後世へ伝える必要があります。
- 朝日町公民館で活動するサークルの中には、地域に根ざした伝統芸能や、郷土の芸術に取り組む団体もあり、町としてその活動を支援しています。

注36 翻刻:和装本・軸物・古文書など毛筆による崩し字で書かれた原文を楷書体に置き換え読みやすくすること。

主要施策

1. 文化財の保護と活用

- 地域を特徴づけている貴重な文化財について、その保護・保全に努めるとともに調査研究を継続していきます。また、地域文化の理解を深める教育資源や地域活性化に資する文化資源として様々な分野での文化財の活用を図り、継続的な情報発信を行います。
- 文化財の展示・学習施設である博物館の充実を図るとともに、博物館における展示保存環境にかかわる箇所は、事前に文化庁と協議を行いながら施設整備に取り組みます。また、「文化財保護法」に基づく公開承認施設として承認が得られるよう体制の整備に努めます。
- 博物館では、今後も文化財など資料のデジタル化を進め、博物館ホームページへ反映させていきます。また、歴史・文化に関する情報を発信しながら、利用者ニーズを踏まえた教養講座を実施していきます。
- 町史の編さん過程で収集した貴重な資料について保存・整理していくとともに、本町の歴史・文化を町民に広く知っていただくために町史を活用します。

2. 伝統芸能・郷土の芸術活動への支援

- 伝統芸能や郷土の芸術に関する活動を行う団体に対し、今後も継続的な活動が可能となるよう支援していきます。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	博物館の年間来館者数【再掲】	人	3,062	3,500
2	博物館ホームページ年間アクセス数	件	21,380	23,000



朝日町歴史博物館

第3章

安全・安心で快適な まちづくり

- 3-1 防災・消防の充実
- 3-2 防犯・交通安全の充実
- 3-3 都市基盤の整備・充実
- 3-4 計画的な土地利用と景観形成の推進
- 3-5 循環型社会の推進と環境保全

3-1 防災・消防の充実

施策の目指す姿

- 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を本町の防災の基本とします。南海トラフ地震や洪水、土砂災害、高潮など様々な態様の風水害などから町民の生命と財産及び生活を守るため、平常時における準備や、災害警戒時並びに発災直後の情報の収集・提供、活動体制の確立などの初動応急を迅速かつ的確に講ずる基盤と仕組みが整っています。
- 住民個々の居住環境により、被害を受ける災害は相違します。自分と家族、さらには近隣の方の安全を確保するため、住民自らが「自助（自分の命は自分で守る）」、「共助（自分達の地域は自分達で守る）」の推進による災害対応能力が向上し、さらに「公助（行政機関による救助活動や物資の支援など）」による災害に強いまちづくりも向上させ、町全体の防災力が強化されています。
- 四日市市消防本部と消防団が連携し、火災や災害など非常時に組織的かつ専門的に対応できる消防・救急体制が整っています。

現状と課題

- 南海トラフ地震や集中豪雨など、近年、巨大化し猛威を振るう風水害などに対する対策や、避難行動要支援者への対応など総合的な地域防災力の向上が必要です。
- 防災行政無線や防災アプリ（朝日Sアラート）から、町が配信する災害情報のみならず、住民個々が災害情報の収集できる手段を選択し、迅速な避難行動が実践できるように、引き続き周知する必要があります。
- 長期間の避難所生活などが原因で亡くなる「災害関連死」を軽減できるよう、避難所の生活環境を向上させる必要があります。
- 線状降水帯による集中豪雨など、経験やデータが通用しない計画規模を超える自然災害が増加しており、県・近隣市町との広域的な連携体制が必要です。
- 本町は、二級河川である員弁川及び朝明川に接しており、河川及び内水の氾濫に対応する対策が必要です。また、水災害などによる被害を軽減させるため、国・県と協働した治水対策が必要です。
- 防災拠点となる役場庁舎は、津波や高潮の浸水想定区域内にあることから、高台への移転が必要です。
- 公設消防が設置されていない本町においては、四日市市との連携による常備消防・救急体制の充実が不可欠です。また、地域防災力の中核を担う消防団については、継続的な団員確保や消防機材の充実、拠点整備が必要です。
- 住民自らが、災害から命を守るため町及び自主防災組織による防災訓練や防災研修などを通し、災害の対応ができる防災知識を向上させることが重要です。

主要施策

1. 災害に強いまちづくりの推進

- 「朝日町地域防災計画」に基づき、防災意識の啓発や情報提供、避難所や避難場所、避難ルートの確保など、総合的な防災力の強化を図ります。また、上位計画である国の「防災基本計画」や「三重県地域防災計画」などの改正時には、迅速に「朝日町地域防災計画」の見直しを行います。
- 「朝日町国土強靱化地域計画」に基づき、様々な大規模自然災害に対する強靱なまちを作り上げるため、防災・減災対策の取り組みを念頭におき、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 大規模自然災害発災後には、被害の迅速な把握と応急復旧を行うとともにライフラインや公共施設などの生活基盤の早期復旧及び被災者支援を行うなど「朝日町地域防災計画」に基づきより良い復興（build back better）を目指します。
- 南海トラフ地震や計画規模を超える豪雨などによる災害が頻発する中において、公助による防災に限界があることを踏まえつつ、住民自らが命を守る「自助」、地域の人々などが共に地域の安全を守る「共助」による防災行動ができるように、防災講演会や研修会、防災訓練を通じた知識の普及啓発を図り、自主防災組織の育成・強化などを推進します。
- 防災行政無線や防災アプリ（朝日Sアラート）などの情報伝達手段の適正な稼働を確保するため、維持管理に努めます。
- 長期避難が発生したことを想定し、食料や水、生活用品などの備蓄品や避難所環境の充実に努めます。また、避難所運営は、避難所運営マニュアルに基づき、感染症などの様々なリスクに対応した運営を行います。
- 高齢者、障がい者、乳幼児などをはじめとする要配慮者に対応するため、福祉避難所について平常時から周知を図ります。さらに、大規模災害発生時に避難者を受け入れられない場合を想定し、広域避難について、県や近隣市町、企業と連携し、更なる強化を図ります。
- 「朝日町地域防災計画」に基づき、ひとり暮らし高齢者や障がい者などをはじめとする避難行動要支援者の安全確保に向け、避難体制の確立を図るため、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定を推進します。
- 水害や土砂災害を未然に防止するため、治山・治水対策を推進します。特に、員弁川及び朝明川については、氾濫による人命や社会経済への甚大な被害を軽減させるため、河川改修・河床掘削を国や県の関係機関に働きかけます。加えて、国・県及びその河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水^{注37}」を推進します。
- 武力攻撃やテロ攻撃などが発生した場合、「国民保護計画」に基づき、迅速に町民への周知を行うなど、避難体制の確立を図ります。
- 防災拠点となる役場庁舎は老朽化が著しいため、災害時の本部機能の確保・強化に向けた整備を行います。また、津波や高潮の浸水想定区域であることから、「朝日町新庁舎建設

注37 流域治水：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

基本計画」に基づき、浸水想定区域外への移転を推進します。

○どのような災害に対しても機能不全に陥らず、必要不可欠な行政機能を確保するため「朝日町業務継続計画^{注38}」の見直しを適宜行います。

2. 消防・救急体制の充実

○公設消防が設置されていない本町においては、四日市市に消防・救急業務を委託しています。南海トラフ地震や計画規模を超える豪雨などの災害に対応できるよう、町や消防団員と更なる連携強化・充実を図ります。

○激甚化する災害に備え、地域防災の中核を担う消防団員の活動拠点となる消防車庫を更新します。

○多種多様化する災害に対応できるよう、消防車両や消防機材、消火栓などの消防水利の整備・更新を行います。

○地域防災の中核を担う消防団の必要性や活動をアピールし、団員の確保に努めます。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	防災ハザードマップの更新	—	—	必要に応じ更新
2	朝日Sアラート登録者数	人	2,831	3,000
3	避難行動要支援者避難援助プラン (個別避難計画)の策定	—	随時更新	随時更新
4	消防水利の整備(水利包含率)	%	100	維持
5	消防団員定数の充足率	%	98.4	維持以上
6	朝日町業務継続計画の更新	—	—	必要に応じ更新



消防団訓練

注38 業務継続計画:災害や事故で被害を受けた場合においても、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や継続のための方法、手段などを取り決めた計画。

3-2 防犯・交通安全の充実

施策の目指す姿

- 町民一人一人の防犯、交通安全及び消費者問題に関する意識・知識が高まり、地域団体、警察、行政が一体となって、誰もが安全で安心して暮らしやすいまちづくりが進んでいます。
- 防犯設備や交通安全設備が適正に整備、維持管理され、犯罪や交通事故が発生しにくい安全で安心な町が形成されています。

現状と課題

- 旧朝日駐在所の閉所以降、長らく町内に警察施設が設置されていない状況が続いていましたが、県など関係機関への働き掛けを行い、令和4（2022）年9月に朝日交番が開所され、防犯・交通安全など町民の安全・安心への期待に応えています。
- 朝日交番が発行している広報紙を町内回覧し、管内で発生した事件・事故の情報発信や防犯・交通安全に関する啓発を行っています。
- 四日市北警察署から配信される防犯情報メール（絆ネット四日市北）を町ホームページへ掲載し、情報発信に努めています。
- 四日市北地区防犯協会や四日市北地区交通安全協会などの関係機関と連携し、住民などへの講演会や街頭での啓発を実施するなどして、地域ぐるみで防犯・交通安全活動に取り組んでいます。
- 防犯カメラについては、駅前駐輪場や主要交差点への整備が進んだとともに、民間事業者と連携して、防犯カメラ付き自動販売機の導入が実現しました。
- 平成31（2019）年に「三重県犯罪被害者等支援条例」が施行されたことを受け、本町においても犯罪被害者などの置かれた状況に寄り添った適切な支援が途切れなく行えるよう、令和3（2021）年に「朝日町犯罪被害者等支援条例」を施行し、みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとする関係機関との支援体制の構築に努めています。
- 従来型の特殊詐欺の他に、匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）などによるSNS型投資詐欺の被害が急増するなど被害防止の取り組みが急務です。
- 交通安全教室（中学校毎年1回）、交通安全講話（小学校毎年1回）、広報車による巡回（毎月11日）を実施し、交通安全に対する意識の啓発と安全行動の普及に努めています。
- 近年、スマートフォンやインターネットなどの情報通信技術の発展により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。それに伴い、消費者トラブルも複雑・多様化しています。このため、消費者自らがトラブルを未然に防ぎ、消費生活の安定・向上を図り、自立できるよう、環境の変化を踏まえた啓発や情報提供の推進、相談の充実に努める必要があります。

主要施策

1. 防犯意識の高揚と防犯対策の推進

- 防犯体制の強化のため、住民・企業・警察・行政が連携を図り、自主防犯活動の活性化を図ります。
- 朝日交番が発行している広報紙の町内回覧や四日市北警察署から配信される防犯情報メール（絆ネット四日市北）の町ホームページへの掲載など、防犯意識の高揚に向けて更なる情報発信の充実を図ります。
- 防犯灯、防犯カメラなどの防犯施設の充実に向けて、自治区や関係機関、民間事業者と引き続き連携して整備を進めます。
- 犯罪被害者などへの適切な支援が行えるよう、みえ犯罪被害者総合支援センターなど関係機関との連携強化に努めます。

2. 交通安全思想の普及と交通安全対策の推進

- 警察など関係機関と連携し、交通安全教室や街頭指導などを行い、町民一人一人が交通ルールを順守できるよう交通安全思想の普及に努めます。
- 道路利用者がより安全に道路を通行することができるよう、自治区や関係機関と引き続き連携し、適切な交通安全施設の整備を行います。
- 交通事故を防止するため、自治区長要望や朝日町通学路交通安全プログラムなどを通じて交通安全設備の整備に努めます。通学路においては、学校・PTA・道路管理者・警察などと協議を行いながら、区画線・ガードレールなどの整備に努めます。

3. 消費者の安全・安心の確保

- 自立した消費者の育成に向け、町広報紙や町ホームページによる情報提供を行うとともに、振り込め詐欺や SNS 型投資詐欺など、特殊詐欺や悪質商法対策として、クーリングオフ制度の周知を図ります。また、消費者トラブルにつながる最新の犯罪手口の情報収集に努めるとともに関係機関と連携して消費者講座の開催やパンフレットの配布など被害予防に向けた啓発を行います。
- 悪質商法など被害防止や被害発生後の適切な対応のため、県消費生活センターと連携を図り、消費者トラブルの相談体制の充実を図ります。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	刑法犯認知件数	件	106	99
2	交通事故発生件数(人身事故)	件	19	15

3-3 都市基盤の整備・充実

施策の目指す姿

- 町内外の交流の活性化や町内交通の円滑化のため幹線道路、生活道路が整備、維持管理されており、誰もが安全で快適な道路や歩道が形成されています。
- 多様な世代が快適な暮らしを送ることができる住環境が形成され、誰もが住み続けたいと思える町となっています。
- 公園については、子どもの遊び場、大人の憩いの場として、安全で快適に利用できるよう、町民と協働した維持管理がなされています。
- 安全で良質な水が安定供給され、下水の適正処理により衛生的で快適な生活環境が保たれています。

現状と課題

- 国道1号北勢バイパスの一部開通や県道桑名川越線の整備完了により、利便性が大きく改善されました。今後は、国道1号北勢バイパスの全線開通や交差点改良、国道1号の4車線化整備による広域的な交通アクセスの向上、利便性の向上が求められています。
- 東海道を中心にカラー舗装による歩行空間を確保し、安全・安心な道路環境を整備してきましたが、これまで整備してきた道路・橋梁などのインフラの老朽化による維持管理コストの増大が懸念されます。
- 本町では、町民に身近な公共交通手段が少ないため、高齢者や障がい者などの移動手段としてタクシーを活用した利用助成を実施しています。また、他の自治体が導入している交通手段の確保に関する取り組みについても調査を行っています。
- 駅周辺の駐輪場について、年々利用者が増加傾向であるため慢性的に飽和状態となっており、利用者から改善の声が上がっています。
- 南海トラフ地震などの発生が懸念される中、既存住宅の安全性を確保するため、耐震化を進める必要があります。
- 全国的には空家が増加傾向であり、空家の増加は防災、景観及び生活環境の保全上多くの問題が生じる要因となることから、「朝日町空家等対策計画」に基づく対策が必要です。
- 本町では、空家などを活用するため、ビジネスや場づくりに関心のある方などを対象に、令和5（2023）年度には「空き家で創業セミナー」、令和6（2024）年度には「空き家でこんなこと交流会」を開催しました。
- 公園の維持管理については、安全で快適に利用できるよう遊具の保守点検や修理などを実施しています。また、各種補助金（朝日町地域づくり推進事業補助金など）を活用し、町民と協働した維持管理がなされています。
- 墓地公園は供用開始から15年以上経過していますが、未だに多くの区画が未使用区画となっています。町民に求められる墓地となるため、樹木葬区画の導入など新たな墓地の在り方を検討する必要があります。
- 上下水道は、町民生活と産業活動に欠くことのできない社会基盤であり、災害などの緊急

時においても町民の命を守る大切なライフラインであるため、将来にわたり安定的なサービスの提供が必要です。また、上下水道施設の長寿命化、耐震性強化を踏まえた整備を推進するとともに、業務の効率化や料金体系の見直しを行うなど健全な経営に努めていく必要があります。

- 水道水に含まれる有機フッ素化合物^{注39}（PFOS・PFOA）については、毎年検査を行っています。今後も水質の監視を続け、安全で良質な水道水を安定して提供しています。
- 下水道整備は早期普及の要請に応えるべく、効率的な整備を実施してきましたが、修繕・改築や災害・事故などの迅速な復旧に備え、リダンダンシー（代替性・冗長性）やメンテナビリティ（保守性）の確保を検討する必要があります。
- 近年多発する集中豪雨による浸水被害から町民の命と財産を守るため、雨水幹線の整備を継続的に行っていますが、今後においても浸水被害のリスク軽減を図るため、着実に整備を進める必要があります。



小向雨水幹線事業

注39 有機フッ素化合物:水や油をはじく性質がある化学物質で、かつては消火剤や防水加工品などに広く使用されていた。環境中で分解されにくく、長期間残りやすいことから、人体や環境への影響が懸念されている。PFOSとPFOAは代表的な物質で、現在は製造や使用が大幅に制限されている。

主要施策

1. 道路・交通網の充実

- 安全性と快適性の向上を目指し、国道1号北勢バイパスの全線開通及びみえ朝日インター付近の交差点改良などについて、引き続き北勢バイパス建設促進期成同盟会を通じて国に対して要望します。また、国道1号の渋滞緩和対策について、三重県道路交通渋滞対策推進協議会において広域的に検討します。
- 生活道路については、地域や町民の要望を踏まえつつ、危険度・優先度などを考慮しながら、「朝日町道路舗装維持管理計画」に基づき、計画的に整備を進めます。
- 「朝日町道路施設長寿命化修繕計画」及び「朝日町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適正な道路機能の維持を図るため、道路パトロールを実施するとともに、町民と連携しながら実情を把握し、予防保全型の維持管理に取り組みます。
- 高齢者や障がい者などに配慮した、地域特性に応じた利便性の高い移動手段について、民間等が実施する事業も含めて確保に努めます。
- 駅周辺の駐輪場の放置自転車対策を適正に実施し、利用者の利便性向上を図ります。また、駐輪場利用者の動向を踏まえ、駐輪場の管理・運営方法について検討します。

2. 良好な住宅環境の推進

- 民間による開発行為については、「宅地開発指導要綱」に基づき適正な指導を行い、引き続き良質な住宅環境の形成を促進し、町民が安心して暮らせる住環境の整備を推進します。
- 住宅の耐震診断や耐震改修及び除去への誘導を積極的に推進し、引き続き住宅の安全性の向上に取り組みます。
- 適正な管理が行われていない空家などについては、防災、景観及び生活環境の保全上多くの問題が生じる要因となることから、「朝日町空家等対策計画」に基づき、空家バンクへの登録や適正な維持管理及び利活用の促進、必要に応じて除却を促す支援を行います。また、空家を利用したビジネスや場づくりを支援します。

3. 公園・緑地の整備

- 公園整備においては、子どもの遊び場の確保や地域住民の交流・憩いの場としての機能を重視しつつ、災害時における一時避難場所としても活用できる地域に密着した公園づくりを検討します。
- 既存の公園は、身近な地域における子どもの遊び場、大人の憩いの場として、安全で快適に利用できるよう町民と連携した維持管理を推進します。さらに、公園施設の老朽化が進んでいるため、定期的に保守・点検を実施し、適正な維持管理を行います。また、必要に応じて「公園施設長寿命化計画」の策定を検討します。
- 墓地公園は、社会の変化や生活様式に適応した施設管理を行うとともに、樹木葬区画の整備など多様化する町民ニーズを把握し町民に求められる施設へと変化していくため、今後の管理運営方針について検討します。

4. 安全で良質な水の安定供給・下水道事業の安定化

- 安定した水の供給のため、老朽化した管路を耐震管への布設替を計画的に実施し、耐震対策の強化と災害対応力の向上を図ります。
- 漏水の早期発見を目的とした巡視点検などの維持管理を適切に行い、有収率^{注40}の向上を図ります。
- 上下水道事業の健全経営のため、適正な料金体制の設定、業務の効率化、社会情勢の変化に適応したシステムの導入などに取り組みます。

5. 雨水排水対策の推進

- 浸水被害のリスク軽減を図るため、雨水幹線の整備など住宅地等における雨水排水対策を計画的に推進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	町道舗装修繕延長	m	130	970
2	耐震性のない木造住宅総数	戸	919	828
3	公園等清掃協力団体数	団体	8	現状維持以上
4	上水道全管路の耐震化率	%	57.9	61.1
5	小向雨水幹線事業 [*] の整備延長比率	%	42.7	72.9

^{*}小向雨水幹線事業は、平成30(2018)年着手、令和15(2033)年完成予定

注40 有収率:水道事業において、供給した水量のうち、検針により正しく計量され、料金の対象となった水量の割合を示す指標。漏水やメーター誤差などによる「供給量と計量量の差」を比較し、水道事業の適正な管理に役立てるために用いられる。

3-4 計画的な土地利用と景観形成の推進

施策の目指す姿

- 「持続可能な発展」を基本にし、豊かな自然環境、優良農地の保全・活用と市街地形成のための開発とバランスが取れた計画的な土地利用が行われています。
- 自然や歴史・文化などの地域資源を生かし、東海道のまちなみが整備された朝日町らしい景観が形成されています。

現状と課題

- 本町は、広域交通の条件が優れていることを背景に、良好な環境の住宅地をはじめ、国道1号沿いの商業地など、調和のとれた土地利用の誘導を図ってきました。また、令和3（2021）年度には、企業誘致を目的とした埋縄川原地区において「川原工業地区地区計画」を策定し、市街化調整区域における適正な土地利用の規制及び開発整備の推進に取り組みました。
- 本町では、「朝日町都市計画マスタープラン」や「朝日町立地適正化計画」に基づき、市街地の整備を進め、計画的な土地利用を図ってきました。今後大きな社会経済情勢の変化がある場合には、計画を適宜見直す必要があります。
- 本町では、地籍調査を実施し、土地取引や公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化、課税の適正化などに寄与してきました。今後も、地籍調査を計画的に進めるとともに、災害復旧の迅速化や土地管理の適正化を図る必要があります。
- 「朝日まちなみプラン」に基づき、自然や歴史・文化などの地域資源を生かし、朝日町らしい景観の形成を図ってきました。特に東海道沿いでは、あさひ竹プロジェクトなどと連携した景観形成を町民とともに推進しており、今後も地域住民との協働を一層強化していくことが求められています。
- 本町の重要な地域資源である竹林については、町民有志の団体による整備活動やタケノコ掘り体験が開催されており、町では運営補助や樹木粉碎機の貸出などを通じて活動を支援しています。



竹を利用した花挿し

主要施策

1. 適正な土地利用の推進

- 「朝日町都市計画マスタープラン」及び「朝日農業振興地域整備計画」に基づき、地域の特性を踏まえた自然環境や農地の保全、魅力的な市街地の形成を進め、適正な土地利用を実現するための規制と誘導を行います。
- 市街化調整区域内では、開発整備の必要性を慎重に検討し、地区計画をはじめとする適切な計画手法を用いて、計画的かつ適正な開発整備を推進します。
- 「朝日町都市計画マスタープラン」や「朝日町立地適正化計画」について、社会経済情勢の変化や地域特性などを踏まえ、町民参画を取り入れた手法で適宜計画の見直しを検討します。
- 土地取引や公共事業の円滑化を図るとともに、災害復旧の迅速化のため、災害などの被災が想定される区域を中心に地籍調査を計画的に実施します。

2. 良好な景観形成の推進

- 「朝日まちなみプラン」に基づく、東海道沿いの景観向上の取り組みをあさひ竹プロジェクトなどと連携して、町民とともに推進します。また、町民有志の団体による竹林の整備活動やタケノコ掘り体験の開催などを支援するなど、森林、竹林の適切な管理の推進により良好な景観を維持します。
- 本町が有する歴史・文化を生かした魅力ある景観を次世代に引き継ぐため、町民と連携して保全に努めます。
- 町民が身近な水辺空間を楽しみ、生物多様性に係る認識を深めるため、教育文化施設内調整池兼親水公園のビオトープの整備を行います。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	町に住み続けたいと思う町民の割合	%	91.2	現状維持以上 (R11年度)
2	町民と連携し竹等を活用した 景観向上等のイベント開催	回	2回	毎年1回以上

3-5 循環型社会の推進と環境保全

施策の目指す姿

- ごみの発生抑制、再利用、再資源化を推進することにより、更なるごみの減量化が図られ、持続可能な循環型社会の形成が進んでいます。
- 地球温暖化防止に向けた環境教育、啓発活動を積極的に推進し、町民、企業、行政の環境意識が向上しています。

現状と課題

- 本町は、川越町との一部事務組合である環境クリーンセンターにおいて共同でごみの処理に関する事務を行い、収集業務を行っています。ただし、環境クリーンセンターは、中間処理施設であることから、最終処分を近隣市町などに委託しなければなりません。また、持続可能な循環型社会形成に向け、ごみ分別による減量の徹底と排出抑制、さらには再資源化などにより、環境負荷を軽減させる取り組みを推進するためには、住民・事業者などの協力が必要不可欠です。
- ごみの不法投棄や未分別ごみ排出防止のために、啓発看板の設置や広報・啓発活動を実施していますが、不法投棄や未分別ごみの不正排出は後を絶たない状況です。
- 本町では、環境保全活動として「クリーンな町」を目指すため、毎年5月末の日曜日に「ごみゼロ運動」を実施し、約2,000人の方々に参加いただいています。また、朝日町企業エコネットにおいては、エコ通勤、清掃活動を実施しています。
- 騒音や悪臭などの公害だけでなく、野焼き、犬猫のフン放置、空家や空地の雑草などで生活環境に影響を及ぼすなどの問題が発生しており、それぞれの状況に応じた対応が求められています。
- 脱炭素社会の実現に向け、令和5（2023）年度より県の補助金を活用し、家庭への太陽光発電設備などの設置を促進するため補助金を交付しています。
- 人為的な温室効果ガスの排出増加により、地球温暖化が進行し地球全体で気温が上昇しています。温室効果ガス抑制対策を実施しても、ある程度の気温の上昇は避けられないことが予測されていることから熱中症対策など、暑くなる環境への適応策に取り組む必要があります。

主要施策

1. ごみの適正な収集・処理と減量化の推進

- 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき効率的なごみ処理体制の強化を図ります。また、ごみの分別について町広報紙などを通じて啓発を行い、分別収集を徹底するとともに、収集箇所・収集方法の効率化を図ります。さらに町民などに、ごみ集積所の管理について積極的に協力してもらえるように周知します。
- 町民、企業、行政の協働により、5R（Refuse：断る、Reduce：発生抑制、Reuse：再利用、Repair：修理、Recycle：再生利用）に取り組み、ごみの発生や排出を抑制します。
- ごみの減量化を推進するうえで弊害となる不法投棄や未分別ごみの排出がされやすい場所への看板設置、監視カメラの活用によりごみの不法投棄の減少を図ります。また、不法投棄や未分別ごみの排出をなくす環境づくりのため、各自治区と協力しながら町民などへの意識啓発を行います。

2. 環境保全意識の高揚

- 朝日町企業エコネット活動や地域で行う定期的な清掃活動を支援するとともに、ごみゼロ運動を継続的に実施します。
- 環境美化を進めるため、野焼き、犬猫のフン放置、空家や空地の雑草などで生活環境に影響を及ぼさない環境づくりのため、町民との協働により啓発を行います。
- 水質汚濁、大気汚染、騒音、振動など定期的な環境調査を実施し、監視と未然防止を図ります。

3. 地球温暖化防止の推進

- 企業や各家庭における省エネルギーの取り組みの推進や再生可能エネルギーの普及などを促進することにより、率先して地球温暖化対策に努めます。なお、家庭への太陽光発電設備などの設置を促進するため、引き続き県の補助金を活用して支援を行います。
- 「朝日町地球温暖化対策実行計画」に基づき、引き続き地球温暖化の防止のため本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などに取り組みます。
- 温室効果ガスの排出増加により、地球温暖化が進行し地球全体で気温が上昇していることから、熱中症による健康被害の発生を防止するために、熱中症対策として熱中症警戒アラートなどの情報配信や暑くなる環境への適応策に取り組みます。また、誰でも休憩でき、暑さをしのげることができるクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の登録追加に努めます。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	町民1人が1日に出すごみの量	g	530※	525※
2	環境問題・観測地点数	地点	10	現状維持以上
3	企業エコネット参加事業社数	社	6	現状維持以上
4	クーリングシェルターの登録箇所	箇所	4	現状維持以上

※現状値及び目標値のごみの量の数値は、一般廃棄物処理事業実態調査（令和6（2024）年度実績）の数値から算出した値



ごみゼロ運動

第4章

活力と賑わいのある 産業のまちづくり

- 4-1 農業の振興
- 4-2 商工業の振興と雇用対策
- 4-3 観光・交流資源の創出

4-1 農業の振興

施策の目指す姿

- 農業が持つ多面的機能（洪水を防ぐ機能、生き物のすみかになる機能、癒しや安らぎをもたらす機能など）が、維持されるよう地域ぐるみによる農地の保全・活用が行われています。
- 担い手の確保による農業の経営体制の強化、農産物の高品質化・ブランド化や生産性の向上及び地産地消が進んでいます。

現状と課題

- 農業が持つ多面的機能を将来にわたり維持していくため、地域ぐるみの共同活動や簡易的な農業施設の修繕などが実施されています。しかし、圃場^{注41}整備を行ってから期間が経過しているため、農業施設の老朽化が進んでおり、継続的に修繕していく必要があります。
- 農地利用権設定等促進事業^{注42}及び農地中間管理事業^{注43}や農地区画拡大の補助金交付による農地の集積・集約を推進し、担い手農家の生産性・収益性向上や経営安定化に寄与してきました。令和3（2021）年には農事組合法人「匠ファーマーズ三重朝日」が設立され、高齢化による担い手不足を解消するための受け皿として、地域農業を支える重要な役割を果たすことが期待されています。しかし、農業従事者の減少傾向は依然として続いており、次世代への継承が課題となっています。
- 朝日町産の農産品である化学農薬節減栽培米、シクラメン、しいたけ、たけのこに加え、新たに生粟も朝日町特産品に認定しました。これらの特産品を、各種イベントなどでPR活動を行い、地域の知名度向上に繋げています。また、地元産米を学校給食に導入し、地産地消の推進を図っています。さらに、一部の農産品のふるさと納税の返礼品への登録や地元スーパーでの販売など、販路拡大を支援しています。更なる販路拡大に向け、今後も継続的な支援を行っていく必要があります。
- 農作物の安定した生産のため、イノシシなどの有害鳥獣を捕獲しています。大きな被害は回避されていますが、今後も被害防止に取り組む必要があります。

注41 圃場：田畑や樹園地のように作物を栽培している農地をいう。

注42 農地利用権設定等促進事業：農地を貸したい人と借りたい人をつなぎ、農地の貸し借り（利用権設定）を進めることで、耕作放棄地の発生を防ぎ、地域の農地を有効に活用することを目的とした事業。農地の貸し手・借り手のマッチングや手続きの支援などを行う。

注43 農地中間管理事業：農地を貸したい人から一度公的な機関（農地中間管理機構）が農地を借り受け、その農地をまとめて担い手の農業者へ貸し出す事業。農地の集積・集約化を進め、効率的な農業経営や耕作放棄地の発生防止につなげる仕組み。

主要施策

1. 農業生産基盤の維持向上

- 農業の持つ多面的な機能の保全・活用や農業の生産基盤を整備するため、地域ぐるみの共同活動や農業施設の修繕を支援するなど、引き続き農地や農業施設の適正な維持・改修を推進します。
- イノシシなどによる農作物への被害を防止するため、有害鳥獣対策に努めます。

2. 農業の担い手の育成・確保

- 農地中間管理機構などを活用した農地利用の集積・集約化や農地の区画拡大を促進し、担い手の経営拡大・効率化を支援します。
- 地域農業を支える担い手の支援や新規就農者の確保・育成に努めます。

3. 農業生産等の振興

- 農業経営体の収益力向上のため、地元産の農産物の高品質化・ブランド化や6次産業化による生産力の向上、販売の支援をするため関係機関・団体などと連携を強化するとともに取り組みを支援します。
- 農作業の省力化と効率化に向けて、ICT（情報通信技術）活用によるスマート農業^{注44}などの新技術の動向を踏まえつつ、本町の実情に即した効率的で安定的な農業生産を推進します。
- 朝日町特産品の各種イベントなどでのPR活動や新規に農産品を朝日町特産品に認定するなど、朝日町産の農産品の販路拡大の支援を継続的に行います。
- 地元産の農産物を学校給食で活用促進するとともに、地元スーパーでの販売促進により地産地消に努めます。

4. 遊休農地の活用・解消

- 集落営農団体^{注45}、農地中間管理機構及び農業委員会と連携し、遊休農地・耕作放棄地の解消に向け、農地の適正な維持管理に努めます。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	農地利用集積面積	ha	66.6	71.0
2	認定農業者数	人	7	現状維持以上

注44 スマート農業:ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

注45 集落営農団体:集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいう。

4-2 商工業の振興と雇用対策

施策の目指す姿

- 町内商工業者が抱える課題に対して、適切な対応ができるよう朝明商工会などと連携しながら商工業の支援体制が充実しています。
- 時代の変化・危機に対応した個性的で活力ある地場産業の振興により町が活性化しています。
- 地元就職の促進や、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人の雇用促進など多様な働き方ができる町になっています。
- 就業機会の拡大・確保、就労環境の改善、勤労者福祉の向上が図られ、誰でも安心して働くことができる地域社会になっています。

現状と課題

- 地域の企業の発展と成長を促し、地域経済の活性化を図るためには、新たな販路拡大の支援、中小企業への保証料補給金などを実施するとともに、経営安定化の支援、時代に即した商工業の育成や起業支援に取り組む必要があります。
- 本町では、「創業支援等事業計画」に基づいて、創業希望者・創業者に対して相談窓口の設置、女性の創業を支援するため女性創業塾を朝明商工会と連携して行っています。なお、朝明商工会との連携と支援により、本町の創業者はスモールビジネス^{注46}からスタートすることが特徴です。
- 町内商工業者が抱える課題である「技術力の向上や人材育成」について、継続的な支援が必要です。
- 感染症や経済危機に強い地域経済の構築が求められています。また、災害時に地域経済への影響を最小限に抑える体制整備が必要です。
- 特産品認定の取り組みにより、7品の特産品が誕生し、そのうち2品は新規開発されました。また、地元スーパーでの販売、ふるさと納税の返礼品としての取り扱いなど、販路拡大の支援を行っています。今後も個性的で活力ある地場産業の確立を目指すため、特産品の認定・販売促進を効果的に展開する必要があります。
- 埋縄川原地区では、大手物流事業者の誘致により、令和5（2023）年8月から操業が開始され、町の活性化に寄与しています。今後も、町内の未利用地・低利用地や空き家などの遊休施設の状況を把握し、広域交通に恵まれた地域特性を生かして、新たな企業誘致や創業支援の方策を検討する必要があります。
- 近年の就労環境の変化などに対応するため、ハローワークなどの関係機関、町内企業などと連携し、あらゆる人に対応した就労支援を行う必要があります。
- 町民が働きやすい環境を整備し、安定した雇用の確保と就業条件の向上が必要です。
- 労働局などから周知依頼のある最低賃金の改定などの情報発信や啓発について、町広報

注46 スモールビジネス：少人数かつ小資本で行うビジネスモデルのことを指す。

紙などを通じて実施しています。

- 本町では、月に1回、役場内にて労働局主催の若者就労相談の出張相談を実施しています。
- 企業における多様な働き方が選択できる環境整備についてニーズが多くあることから、三重県産業支援センターなどと連携して企業へ多様な働きやすい職場づくりセミナーへの参加を促しています。
- 勤労者がより健康で快適な勤労生活を送れるよう、勤労者福祉の向上に向けた取り組みが必要です。

主要施策

1. 時代変化に即した活力ある商工業の振興

- 国や県の各種補助・融資制度などについての情報提供に努めるとともに、朝明商工会と連携して町内商工業者の経営安定化、経営基盤の改善、後継者の育成、町内企業のPRやビジネスマッチングなどを支援します。
- 地域における新たな創業を促すために、引き続き「創業支援等事業計画」に基づいた創業支援を実施します。あわせて、朝明商工会と連携して、スモールビジネスからスタートした事業者が持続的に成長し、地域経済の担い手となるよう支援します。
- 高度な人材が活躍し続けられる企業が地域で活動していることは、人材流出を防ぐ意味でも重要なため、朝明商工会や三重県産業支援センター、三重県工業研究所、大学等との連携により町内企業の技術力の向上を図ります。
- 感染症や経済危機などの影響による廃業などが生じないよう、朝明商工会と連携してセーフティネット施策を推進します。
- 災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、朝明商工会と連携して防災計画や事業継続計画の策定を推進します。

2. 地場産業の振興

- 新たな特産品の創出などによる、個性的で活力ある地場産業の振興を目指します。
- 「ASAHI WAKUWAKU オータムフェス！」や「ふるさと納税制度」において、特産品の積極的な活用とPRを行い、販路拡大を支援します。



朝日町特産品ロゴ

3. 新規企業の立地促進

- 町内の未利用地の把握に引き続き努めるとともに、広域交通が優れた地域特性を生かした新たな企業誘致について検討します。

4. 雇用機会の確保と雇用の促進

- 朝明商工会、県、労働局、ハローワークなどと連携のもと就労情報の提供や相談活動の実施、さらに、町内企業と連携しながら地域での雇用機会の確保に努めます。

○子育てや家庭の事情などで、フルタイムで働くことが困難な方や、高齢者、障がい者、外国人などを対象に多様な働き方ができるよう引き続き関係機関と連携して各種就労支援事業を実施します。

5. 働きやすい環境づくりの促進

○誰もがやりがいと充実感を感じながら働き、子育て・介護、家庭、地域、自己啓発などの自分のための時間を持てる柔軟な働き方が、町民と企業に浸透するよう関係機関と連携して意識啓発を行います。また、勤労者が健康で快適な勤労生活が送れるよう企業の健康経営の取り組みを推進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	朝明商工会等の支援を受けた創業者数	件	3	年1件以上
2	特産品の新規認定件数	件	0	年1件以上
3	ふるさと納税の寄付金額	千円	9,143	11,000
4	北勢地域若者サポートステーションへの就労相談を通じた進路決定者数	件	2	年1件以上



女性創業塾

4-3 観光・交流資源の創出

施策の目指す姿

- 「朝日まちなみプラン」に基づく東海道の整備により、交流人口が増加し賑わいのある町となっています。
- 観光・交流資源の積極的なPR活動により、本町の認知度、ブランド力及び町の魅力が向上しています。

現状と課題

- 本町には、約300年の歴史をもつ八王子祭（町指定無形民俗文化財）、縄生廃寺（県指定史跡）、朝日小学校円形校舎（国登録有形文化財）、古萬古・有節萬古や東海道などの歴史文化遺産がありますが、近隣市町の宿場町を中心とした通過型観光になっています。
- 「朝日まちなみプラン」に基づき、東海道まちなみ整備による施設整備を行っており、語らいの広場、近鉄伊勢朝日駅前ポケットパーク、JR朝日駅前ポケットパーク、縄生桜並木などの整備が完了しました。これらの施設を会場に、あさひ竹プロジェクトによる竹あかりなどの町民と協働したイベントを実施しました。
- 朝日まちなみ検討会と作成したガイドマップ「みえ朝日東海道まち歩き絵図」と、朝明商工会が作成した飲食店を中心としたマップの「来て見てうまっぷ」を各公共施設などへの配布による観光情報の提供を行いました。観光資源に特化したコンテンツなどが不足しており、新たな観光・交流資源の創出を進める必要があります。
- 今後、リニア中央新幹線の整備や東海環状自動車道の全線開通など本町を取り巻く高速交通網が大きく変化することが予測されることから、新たな観光・交流資源の創出に影響が及ぼされることを見据える必要があります。
- 近隣市町との広域連携による観光情報の発信、東海道を活用した広域観光ルートづくりの検討が必要です。



あさひ竹プロジェクト（竹あかり in 資料館）

主要施策

1. 観光・交流資源の発掘・活用

- 「朝日まちなみプラン」に基づき整備された語らいの広場などの施設を、観光・交流資源として最大限に活用し、東海道を軸とした賑わいのあるまちづくりに取り組みます。
- 特産品やあさひ竹プロジェクトによる竹あかりなど、町民・企業と協働した新たな交流資源を創出します。
- 来訪者による町内での消費を喚起するため、朝明商工会と連携し、東海道沿いをはじめとした町内における魅力的なビジネスの創出を支援します。



朝日町特産品ロゴ

2. 観光・交流資源の情報発信

- 新聞・テレビ・ラジオをはじめとする報道機関との連携、町広報紙や町ホームページ、SNS（町公式 LINE アカウントなど）などの活用により観光・交流資源の積極的な PR を推進します。
- 「みえ朝日東海道まち歩き絵図」や「まち歩きナビ」の活用、ボランティアガイドによる案内など、町民と協働した PR 活動を推進します。

3. 広域連携による観光振興

- 北伊勢広域観光推進協議会と連携し、観光情報の発信や県外でのイベント実施などにより広域的な観光振興を図ります。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	あさひ竹プロジェクト関係イベントへの参加者数	人	299	現状維持以上
2	朝日まちなみプランに関する町広報紙年間掲載件数	件	4	現状維持以上



朝日中学校美術部（令和7年度制作）

第5章

町民と行政が 一体となった 協働のまちづくり

- 5-1 協働のまちづくりの推進とコミュニティの育成
- 5-2 人権の尊重と男女共同参画の推進
- 5-3 情報化及び効率的な行政運営・民間委託の推進
- 5-4 健全な財政運営の推進と自主財源の確保

5-1 協働のまちづくりの推進とコミュニティの育成

施策の目指す姿

- 多様な町民ニーズや地域課題について、町民と行政が情報を共有するとともに、相互に補完し、協働で課題解決に取り組んでいます。
- 町民の自主的な活動により地域づくりにかかわる町民が増え、地域コミュニティ活動が活発に行われています。

現状と課題

- 「朝日町まちづくり条例」に基づき、各種行政計画の策定において、審議会・協議会・委員会委員の一般公募や町民アンケート、パブリックコメントの実施に加え、町ホームページや各公共施設に設置の「町政への意見箱」や、各自治区で行われているタウンミーティングなどを通じて、町民の参画を推進しています。しかしながら、こうした機会に参画する町民が依然として少ないことが課題となっています。
- 参画・協働に向けた町民と行政の情報の共有化のため、タウンミーティング、町広報紙・町ホームページなどに加え、SNS（町公式 LINE アカウントなど）を活用し、多様な媒体を通じた情報発信の強化に取り組むとともに、発信の方法や見せ方、伝え方についても絶えず工夫していく必要があります。
- 人々の価値観、ライフスタイルの多様化、デジタル化の進展によって地域のつながりが希薄化する一方で、災害対応をはじめ、多様化する地域課題の解決や魅力ある地域づくりには、町民同士の連帯、自らも解決に向けて取り組むなど、地域や公共の担い手として協働するパートナーシップによる町民参加型のまちづくりを進める必要があります。
- 自治会の加入率低下やコミュニティ活動の担い手不足、参加者の固定化など、コミュニティの維持が困難になりつつあり、次代の担い手の発掘・育成とともに時代に合わせたコミュニティ活動の活発化が求められています。
- 本町では、朝日町地域づくり推進事業補助金を活用して、各自治区の交流・ふれあいイベント事業、生活・自然環境保全事業、社会貢献活動事業などの支援を行っています。しかしながら、コロナ禍の影響から活動の縮小・敬遠するなどが見られましたが、今後も持続可能な自治区活動を支援するため、補助金による支援に加え、活動活性化のため情報提供などを通じた側面からの支援が必要です。
- 令和5（2023）年度からサマーフェスタ ASAHI の代替イベントとして、町主催による「ASAHI WAKUWAKU オータムフェス！」を開催しています。朝日町文化祭との同日開催により、子どもから高齢者まで交流が図れる地域活性化につながるイベントとなっています。

主要施策

1. 町民参画の推進

- 「朝日町まちづくり条例」に基づき、町政に町民の意見を反映させるため、各種行政計画の策定において、審議会・協議会・委員会委員の一般公募、町民アンケート、パブリックコメントなどを実施するとともに、こうした仕組みの周知と参加しやすい環境の整備を図ることで、町民参画を一層推進します。
- タウンミーティングなどを実施し、町の施策や事業について説明を行うなど、町民との意見交換の機会を確保し、町政に意見を反映させるとともに町民参画意識の高揚に努めます。

2. 開かれた町政の推進

- 町民の多様なライフスタイルに対応し、町政情報をわかりやすく的確に届けるため、新聞・テレビ・ラジオなどの報道機関との連携をはじめ、町広報紙、町ホームページ、SNS（町公式 LINE アカウントなど）の活用など効果的な情報発信に努めます。
- 町民の知る権利を尊重し、朝日町情報公開条例などに基づき、適切な情報公開を行います。
- データに基づいた地域の課題解決や事業実施に資するように、行政保有情報のオープンデータ化を拡充します。

3. 地域の多様なコミュニティ活動の支援

- ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりや、コミュニティ活動の活性化のため、朝日町地域づくり推進事業補助金を活用し、各自治区の活動を継続的に支援します。あわせて、活動の更なる活性化に向けて情報提供などの側面支援も行い、行政との協働によるまちづくりを推進します。
- 自治区、老人クラブ、子ども会など地域で活動する多様な主体に対し、様々なコミュニティ活動への支援を充実させます。
- コミュニティ活動の次代の担い手を発掘・育成するため、町民の主体的な参画を促進するとともに地域課題を自分事として考え、自発的な解決に向けた意識の醸成を図ります。
- 「ASAHI WAKUWAKU オータムフェス！」を通じて、子どもたちから高齢者までが交流を深め、地域のつながりを育み、日常的なコミュニティ活動への参加につなげます。
- 町民のふれあいの場、活動の場としての拠点となる地区公民館の維持管理を自治区にて計画的に実施し、長寿命化を図るとともに、改修費などの補助を行います。また、活動の場としての拠点となる空家の活用について検討します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	まちづくりアンケート調査回収率	%	38.6	43.6 (R11年度)
2	町ホームページアクセス数	件/日	401	650
3	町公式LINEアカウント登録者数	人	—	2,000人
4	地域づくり推進事業補助金活用率	%	85.7	現状維持以上
5	ASAHI WAKUWAKU オータムフェス! 参加者数	人	約3,000人	約3,500人



総合計画審議会



ASAHI WAKUWAKU オータムフェス!

5-2 人権の尊重と男女共同参画の推進

施策の目指す姿

- お互いの人権を尊重し、性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、全ての町民が多様性を認め合いながら、個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会が形成されています。
- 社会のあらゆる分野において、男性と女性が、社会の対等な構成員として一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会になっています。
- 男性と女性が性別にかかわることなくお互いに協力して、家事、育児、介護などに参画することにより、男性と女性ともに安心して働くことができる地域社会になっています。

現状と課題

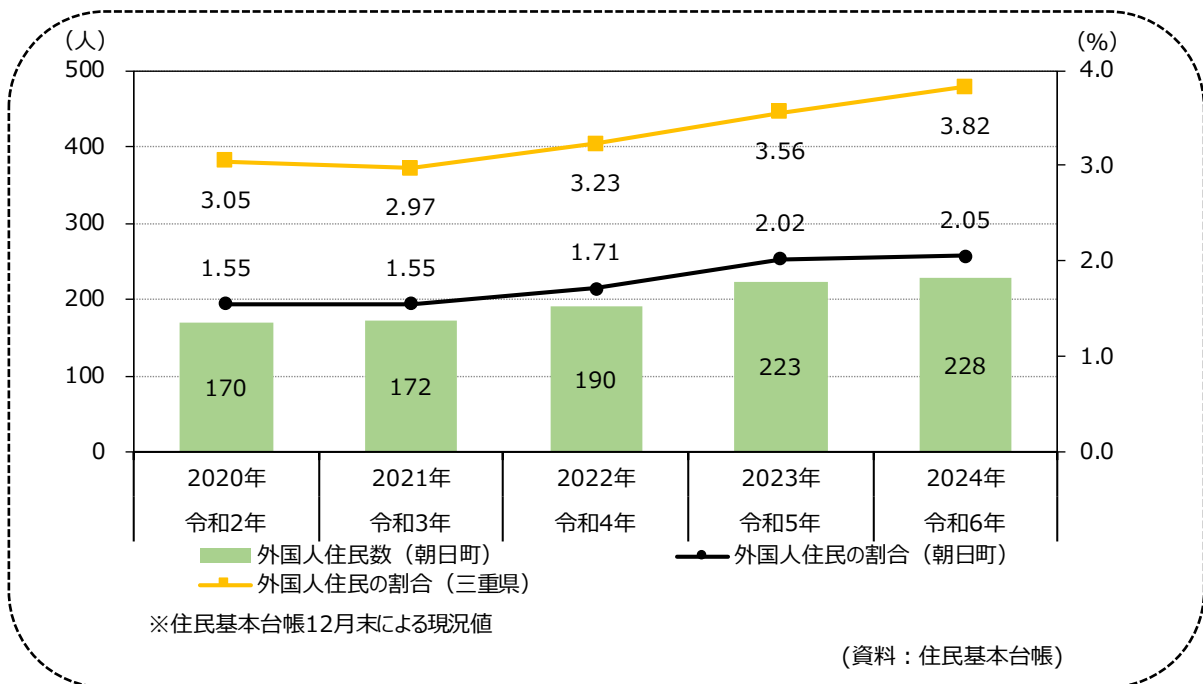
- 近年のグローバル化の進展により、異なる文化や多様な価値観を認め合い、一人一人の人権が尊重される社会の実現が求められています。共生に基づく新たな社会的関係の形成が重要となっています。
- 全国的に社会生活の様々な場面において、女性、子ども、障がい者、外国人、性的マイノリティ^{注47}などに対する偏見や差別が、依然として深刻な課題となっています。加えて、近年では、インターネットを通じた人権侵害も顕著になっており、新たな社会問題として浮上しています。
- 本町では、「人権が尊重される朝日町をつくる条例」を推進するため、朝日町人権教育研究協議会が主体となり、町職員及び教職員に対して人権教育・啓発を行うとともに、町民に対して人権講演会を実施しています。また、朝日町老人クラブの方々とおさひ園園児がいの苗植え・収穫、昔ながらの遊びなど定期的に触れ合い、お互いを認め合うなど世代間交流に取り組んでいます。
- 人権擁護委員によって、おさひ園園児及び小学校児童に対する人権教室を実施しています。また、朝日町社会福祉協議会へ委託して心配ごと相談を実施しています。
- 全国的に少子高齢化により人口減少が進む中、社会が持続的に成長し、豊かさを維持していくためには、性別をはじめ、年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、すべての人が互いの違いを尊重し、多様性を認め合いながら、個性と能力を十分に発揮し、安心して活躍できる共生社会を築いていくことが一層求められています。特に近年では、性的マイノリティへの理解促進や、外国人住民への生活支援、多文化共生の推進などが重要な課題となっており、誰ひとり取り残さない社会の実現が強く求められています。
- 本町の外国人住民数は増加傾向にありますが、令和6年現在における住民全体に占める割合は2.05%であり、三重県(3.82%)と比べて低い状況となっています。本町では、外

注47 性的マイノリティ:性的少数者。一般的には同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー(性同一障害の当事者を含む)などのことを表す。

国人住民が安心して生活できるよう、外国語表記によるごみ収集日程表の作成や、町ホームページの多言語対応を実施しています。今後も外国人住民の増加が見込まれることから、必要な支援や情報提供を行うとともに、地域社会から孤立することなく、町民の一員としてさまざまな活動に参加しやすい環境を整備していくことが求められます。

- 本町では、「かがやくあさひ第2次男女共同参画基本計画」に基づき、「アイリスあさひ」などの団体と連携し、三重県内男女共同参画連携映画祭や男女共同参画セミナー、親子料理教室など男女共同参画に関する啓発活動を実施しています。
- 行政をはじめとするさまざまな分野で女性の意向が十分に反映されるよう、女性の人材発掘と育成に取り組むとともに、各種審議会・協議会・委員会などへの女性の積極的な参画と登用を促進することが求められています。
- 一人一人が尊重され、誰もが家事・育児・介護や社会活動など、あらゆる分野に参画できる環境づくりが求められています。一方で、職場、家庭、地域社会においては、依然として固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）が残っており、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現には意識改革や環境整備が必要です。

【参考】外国人住民数と割合の推移



主要施策

1. 人権擁護活動の推進

- 人権意識を高めるため、町広報紙、人権講演会などの機会を活用した町民への啓発を行います。
- 人権意識が高く思いやりのある児童生徒を育成するため、学校での教育活動全体を通して、人権教育を行います。
- 町職員及び教職員の人権感覚を養うため、引き続き人権教育・啓発を行うとともに、人権問題の解決に取り組む人材の育成に努めます。
- 様々な人権侵害の救済に取り組むため、人権擁護委員や法務局などの関係機関と連携を強化し、人権に関する相談体制の充実に努めます。

2. ダイバーシティ社会の推進

- 性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、全ての町民が多様性を認め合い、自由で対等に交流できるようダイバーシティ^{注48}社会に向けた気運の醸成と差別問題などの相談体制の充実に努めます。
- 外国人住民への支援として、日本語学習の機会を拡充するための日本語教室の開催や、役場窓口での対応向上を目的としたタブレット端末の導入を検討します。
- 外国人住民も地域社会の一員として溶け込み、安心して暮らせるよう多文化共生が浸透し、地域の町民として様々な活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

3. 男女共同参画社会の推進

- 「かがやくあさひ第2次男女共同参画基本計画」に基づき、活動団体の支援、各種啓発活動の実施、町民、企業、行政が一体となった男女共同参画社会の推進を図ります。また、社会情勢の変化に応じた「かがやくあさひ第2次男女共同参画基本計画」の見直しを行います。
- 行政をはじめとするさまざまな分野で女性の意向が十分に反映されるよう、女性の人材発掘と育成に取り組むとともに、各種審議会・協議会・委員会などへの女性の参画・登用を促進し、さらに、様々な分野で女性が活躍できる場の拡大に努めます。

4. 男女がともに活躍できる環境づくり

- 誰もが家事、育児、介護などに参画できるように、育児・介護休暇制度の普及や企業における男女共同参画の取り組みを関係機関と連携して促進することにより、働きやすい職場環境づくりを推進します。
- 一人一人が互いの人権を尊重し、性別に起因する差別、偏見、性犯罪、DVなどの暴力がないよう町広報紙などで啓発を行うとともに、適切で迅速な助言や対応ができるよう福祉事務所、警察など関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

注48 ダイバーシティ：性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な人材を生かし、最大限の能力を発揮させようという考え方のこと。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	人権に関する講演会や研修会の参加者数	人	124	150
2	人権講演会参加者の満足度	%	—	97
3	弁護士等による専門相談の開催	回	12	現状維持以上
4	男女共同参画講座の実施回数	回	3	現状維持以上
5	審議会等への女性委員登用率	%	23.2	40.0



人権講演会

5-3 情報化及び効率的な行政運営・民間委託の推進

施策の目指す姿

- 電子申請による町民生活の利便性の向上や、AI（人工知能）やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などのICT（情報通信技術）を用いた行政事務の効率化と正確性の確保を両立させた、スマート自治体（デジタル技術を活用した効率的な自治体運営）が実現しています。
- 限られた資源（人員・財源など）を有効に活用し、事業の選択と集中により効果的かつ効率的な行政運営が行われています。
- 町民の生活や活動範囲が拡大する中、広域的な行政課題などに対して近隣市町との共同事業として取り組むことによって、効率的な行政運営が行われています。
- 新たな行政ニーズに対応するため、行政間、町民間での交流・連携が図られ、地域力が向上しています。
- 社会情勢の変化や町民ニーズに的確に対応できる職員が育成され、質の高い行政サービスが提供されています。

現状と課題

- 「朝日町デジタル戦略推進計画」に基づき、申請フォーム作成システムを活用し各種オンライン手続きを導入するなど、町民の利便性向上のため行政手続きのオンライン化を推進しています。また、内部事務の効率化を図るため、勤怠管理システム、会議録作成支援システム、生成AI（人工知能を用いた生成技術）などを導入しました。一方で、職員が柔軟に働ける環境の整備に向けてテレワーク（自宅など庁外での遠隔勤務）に係る運用整備などの必要性が高まっています。
- 「朝日町デジタル戦略推進計画」に掲げる「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現のため、町民を対象としたスマートフォン教室を実施しています。
- AI（人工知能）、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などのICT（情報通信技術）を活用し、町民生活の利便性向上や業務効率化が図られたスマート自治体（デジタル技術を活用した効率的な自治体運営）の更なる推進が必要です。また、ICT（情報通信技術）を利活用できる職員の育成、能力の向上を図るとともに、情報セキュリティ対策の徹底が必要です。
- 限られた資源（人員・財源など）の有効活用や、指定管理者制度^{注49}をはじめとする民間活力の導入による業務の効率化、行政サービスの向上など効果的かつ効率的な行政運営が求められています。
- 業務効率の向上、職員のワーク・ライフ・バランスの向上などを目的に、開庁時間の短縮について検討しています。

注49 指定管理者制度：公民館や体育館、公園などの公共施設の管理や運営を民間事業者やNPO法人などの「指定管理者」に委ねる制度。民間のノウハウを生かすことで、サービスの向上や効率的な施設運営を図ることを目的とする。

- 三重大学・四日市大学とは協定に基づき、複数の委員会などにおいて外部委員として連携を進めています。今後は、委員会などでの連携を基盤に、地域活性化や人材育成などの多様な分野での連携強化が求められています。
- 現庁舎については、老朽化、狭あい化が著しく、防災機能や町民への行政サービスが十分でないことから、新庁舎の整備のため「朝日町新庁舎建設基本計画」を策定しました。今後は、整備に必要な財源の確保が求められています。
- 町民の生活や活動範囲が拡大する中、町域を超える広域的な行政課題、消防事務やごみ処理など町単独では対応が困難な行政事務、新たな行政ニーズに対して町民の利便性の向上、効率的な行政運営を図るため、近隣市町、県との連携を強化する必要があります。
- 全国の自治体名で朝日が付く4町村（富山県朝日町・長野県朝日村・山形県朝日町・本町）では、「全国朝日会友好親善町村協定」に基づき、行政間では全国朝日会意見交流会を通じて各町村の取り組み事例をもとに情報交換を行い、また、イベントを通じて経済・観光交流を実施しました。今後も、行政間及び町民間で様々な分野における連携強化が求められています。さらには、交流を通じた地域活性化に加え、町民がふるさとの魅力を再発見し、シビックプライド（郷土への誇り意識）の醸成につなげることが大切です。
- 職員の一人一人が社会情勢の変化や町民ニーズを的確に把握し、町民との合意形成や柔軟かつ合理的な対応ができるとともに、政策法務能力や政策企画立案能力の向上が求められています。
- 人事評価制度の定期的な運用改善、評価者研修、人材育成施策の連携が必要です。
- 情報技術に関する知識・スキルの習得が十分でない職員のための実践的な研修機会が必要です。



職員研修

主要施策

1. 行政の情報化への対応

- オンライン手続きの拡充と各種オンライン手続きを集約し、町民が一元的に手続きを行えるオンライン手続きの総合窓口を運営し、「行かない窓口」を推進します。また、来庁者が申請書を手書きすることなく各種証明書の発行手続きができる「書かない窓口」の導入について検討します。
- 「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」のため、デジタル技術の活用が難しい方への支援として、「スマートフォン教室」などを実施します。
- 職員が柔軟に働ける環境の整備に向けて、テレワーク（自宅など庁外での遠隔勤務）や庁内Wi-Fi^{注50}などの導入について検討します。
- 災害、サイバー攻撃、システム障害など発生時に、ICT（情報通信技術）を利用した業務が継続できるよう「朝日町ICT業務継続計画」の見直しを適宜行います。

2. 情報化に対応した人材の育成・情報セキュリティ対策の強化

- AI（人工知能）やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などのICT（情報通信技術）の利活用に対応できるよう人材育成を図ります。
- 社会保障・税番号制度の利用拡充を踏まえながら、全庁的な情報セキュリティ対策の強化に努め、個人情報をはじめとした機密情報の適正な管理を実施します。また、社会情勢の変化に応じた「朝日町情報セキュリティ基本方針」などの見直しを適宜行います。

3. 効率的な行政運営

- 新たな行政課題や町民のニーズに対応できるよう事業の選択と集中により、効果的かつ効率的な行政運営を進めます。
- 行政と民間の役割を明確にしながら、事業ごとの特性に応じた有効な民間活力を導入することにより、行政サービスの向上と効率化を図ります。
- 開庁時間の短縮による時間を活用して、業務の効率化や改善に取り組み、住民サービスの向上を図るとともに、職員が働きやすい職場環境づくりに努めます。
- 大学など高等教育研究機関との包括連携に基づき、地域活性化や地域課題の解決、人材育成に向け、保健・教育・文化・産業など多様な分野における協働的な取り組みを推進します。
- 老朽化、狭あい化している現庁舎については、災害時における防災拠点としての機能を強化するとともに、多様な交流や地域活動の場となる機能が備わった新庁舎の整備を進めるため、必要な財源の確保に努めます。

4. 広域連携・広域行政の推進

- 現状の広域連携を継続するとともに、広域的な対応を必要とする行政課題に対しては、共同事業として取り組むなど、効率的な行政運営を推進します。

注50 Wi-Fi:「Wireless Fidelity(ワイヤレス・フィデリティ)」の略称で、無線でインターネットに接続できる仕組み。

- 県や近隣市町（四日市地区広域市町村圏協議会など）との連携強化を図り、新たな行政ニーズにかかる情報交換や災害発生時の協力体制を構築します。
- 全国朝日会（富山県朝日町・長野県朝日村・山形県朝日町・本町）にて締結した、「災害時相互応援に関する協定」に基づく災害時の協力、「全国朝日会友好親善町村協定」に基づく地域間交流をはじめとして、行政間、町民間にて文化・教育・産業・スポーツ・観光などにおいて広く交流及び連携を強化するとともに、シビックプライド（郷土への誇り意識）の醸成を図ります。

5. 職員の能力向上

- 来庁された方の満足度向上のため、職員の接遇サービスの意識向上の研修を実施します。
- 「朝日町人材育成基本方針」に基づき、町独自の職員研修を充実させるとともに、専門研修の積極的な受講を促すことにより職員の専門性の向上を図ります。また、政策法務能力や政策企画立案能力の向上を図ることにより、町民の声に耳を傾け、新たな課題にチャレンジできる職員を育成します。
- 時代の変化に対応できる人材の確保や障がい者雇用の推進、多様な働き方に応じた職員採用を検討します。
- 職員人事評価制度にて、職員の能力・実績を公平かつ適正に評価し、人材育成と公務能率の向上を図ります。また、人事評価制度については、他の自治体の取り組み状況を踏まえて、適宜見直しを図ります。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	オンラインで申請可能な行政手続数	件	22	50
2	テレワークの導入	—	未導入	導入済
3	朝日町情報セキュリティ基本方針の見直し	—	—	見直し済
4	年間の時間外勤務時間数が360時間以下の職員数の割合	%	81.2	90.2
5	専門研修受講率	%	33	65

5-4 健全な財政運営の推進と自主財源の確保

施策の目指す姿

- 中長期的な財政計画に基づき、自主財源が安定的に確保され、限られた財源を有効に活用し、健全で持続可能な財政運営が行われています。
- 公共施設については、計画的な維持管理が実施され、長寿命化が図られています。

現状と課題

- 子どもや高齢者施策など社会保障関係経費の増加や小中学校をはじめとした公共施設の老朽化対策など、これまで以上に財政状況は厳しくなる見込みです。そのため、令和6（2024）年2月に「朝日町財政改革推進プラン」を策定し、持続可能な財政運営に向けた本格的な改革に取り組んでいます。
- 毎年度の当初予算編成において、「朝日町財政改革推進プラン」で掲げた具体的な取り組み事項を反映させた「予算要求基準」に基づいた予算編成を行っています。
- 今後、人件費、扶助費^{注51}、公債費^{注52}の義務的経費の増加が見込まれ、これまで以上に財政運営は厳しくなることから、持続可能な財政運営に向けた安定的な財源の確保が必要となります。
- 水道事業について、令和7（2025）年度に経営健全化を図るために料金の改定を行いました。昨今の物価高騰を考慮すると、引き続き料金改定の検討が必要です。また、下水道事業についても同様に料金改定の検討が求められています。
- 課税に関しては、課税客体を正確に把握し、適正で公平な賦課を実施しています。徴収に関しては、令和3（2021）年度から利便性向上のためにスマートフォンアプリを活用した収納サービスを開始するとともに、三重地方税管理回収機構と連携して適正な滞納処分を実施しています。
- ふるさと納税については、4大サイトと呼ばれる大手ポータルサイトの全てに、企業版ふるさと納税については、業界最大手のサイトに情報を掲載し、寄附を募っています。
- 公共施設の照明器具については、令和9（2027）年度に蛍光灯の製造が禁止されることから、LED化への改修が必要となります。
- 公共施設マネジメント事業の成果を踏まえて、公共施設などの老朽化対策や維持管理に係る費用の平準化などを予算へ反映することで、安定的な財政運営を行うことができると考えられますが、施設の更新・長寿命化を行うための財源の確保が課題となります。

注51 扶助費：生活保護費や障がい者・高齢者への福祉サービス費など、生活上の支援を必要とする方に対して、自治体が直接支出する経費のこと。住民の生活を支えるための公的な補助にかかる費用を指す。

注52 公債費：地方公共団体が借り入れた地方債について、元金の返済や利子の支払いに充てる経費のこと。

主要施策

1. 健全な財政運営の推進

- 限られた財源を有効かつ効果的に活用するため、財源の重点的・効率的な配分を行い、行政運営経費の全般的な見直しを実施します。さらに健全な財政運営に努め、財政調整基金^{注53}については将来にわたり柔軟かつ安定的な財政運営ができるよう必要な残高を積み立てます。
- 地方公会計制度^{注54}に基づき作成された財務諸表を中長期的な財政運営に活用します。

2. 自主財源の確保等

- 使用料や手数料などについては、町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、適宜見直しを図ります。
- 公営企業会計^{注55}（水道事業及び下水道事業）について、施設の老朽化や物価高騰に対応し、経営健全化を図るため料金改定を検討します。
- 自主財源の根幹を為す町税の適正な課税に努めます。また、滞納者への督促、催告の実施、長期滞納者への滞納処分を実施します。
- ふるさと納税及び企業版ふるさと納税について、多くの寄附を受けられるよう創意工夫し、事業展開に取り組みます。
- 「朝日町財政改革推進プラン」に基づき、未利用町有地の有効活用及び売却について取り組みます。
- 国・県の動向を注視し、交付金などの特定財源の確保に努めるとともに、新たな財源の確保にも取り組みます。

3. 公共施設等の適切な維持管理

- 公共施設の照明器具について、蛍光灯の製造が禁止されることから LED 化に計画的に取り組みます。
- 持続可能で快適な公共施設サービスを提供するため、公共施設等マネジメントを推進し、適切な管理方法による計画的な公共施設などの維持管理を行います。
- 公共施設の維持管理にかかる将来的な財政負担を軽減するため、「朝日町公共施設個別施設計画」に基づき、不具合が生じる前に修繕または更新を行う「予防保全」を計画的に実施して施設の長寿命化を図ります。

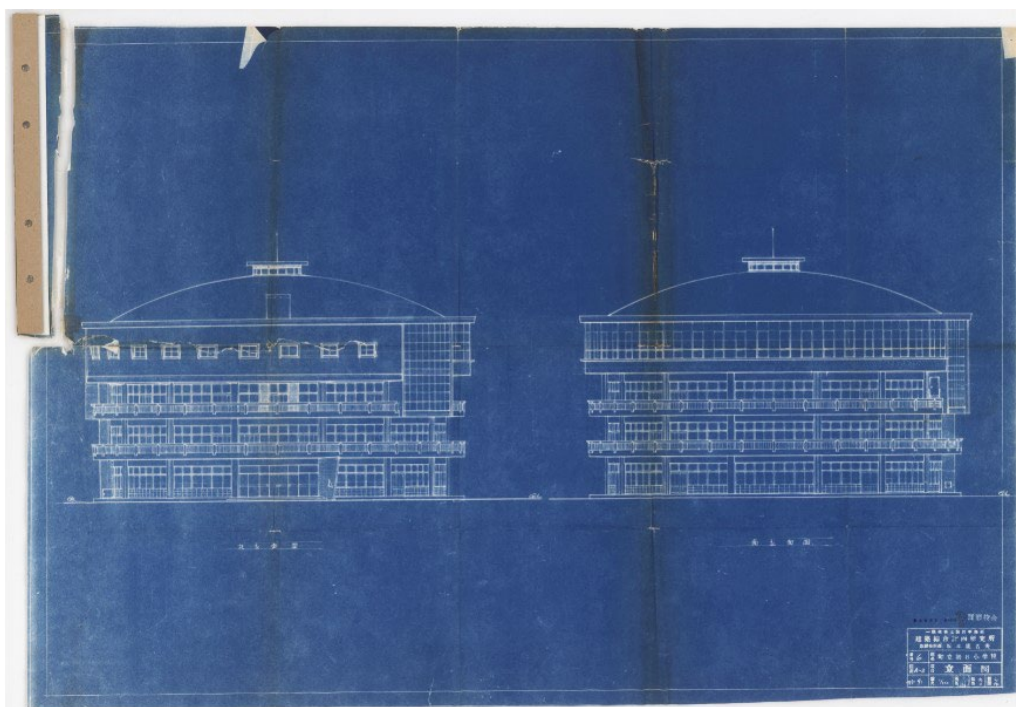
注53 財政調整基金：地方公共団体が年度間の財源の不均衡に備えて積み立てる基金（貯金）のこと。財源が不足する場合や、災害により生じた経費などの財源として活用する。

注54 地方公会計制度：地方公共団体の財務情報を貸借対照表や行政コスト計算書などの企業会計の考え方も取り入れて整理・公表する制度。資産や負債、行政サービスにかかるコストを分かりやすく示すことで、財政の透明性を高め、より効率的な行政運営につなげることを目的とする。

注55 公営企業会計：水道事業や下水道事業など、料金収入を主な財源として運営する公営企業について、企業会計を用いて経営状況を整理・公表する仕組み。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	実質公債費比率 ^{注56}	%	7.7	7.0
2	経常収支比率 ^{注57}	%	88.4	85.0
3	財政調整基金残高	百万円	708	現状維持以上
4	町税合計収納率(現年分)	%	99.7	現状維持以上
5	ふるさと納税の寄付金額【再掲】	千円	9,143	11,000
6	公共施設の照明器具のLED化	%	10.0	100



円形校舎を活用したふるさと納税

注56 実質公債費比率: 地方公共団体の収入に対して、1年間で支払った借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを割合で表したもの。数値が低くなるほど財政は健全とされる。

注57 経常収支比率: 地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合のこと。この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造の弾力性を失っていることを示す。